

目次

第三章 平安京の置き炉

一節 はじめに

日本の伝統的な採暖の炉と言えば、家に固定された設備（切り炉）としてはイロリが、移動可能な器具（置き炉）としては火鉢がその代表である。火鉢はその名の成立は平安時代後期にあり、当初は採暖用の置き炉の火容を指し、それが転じて、自身が火容と外容器を兼ねる炉をも呼んだが、鎌倉時代後半期、それまでの置き炉に対する新しい製品の炉（土製採暖具）の呼称として確立した。

火鉢が成立する以前（平安時代を中心として）の採暖用（炊事・燗用を含む）置き炉に、火櫃・火桶・火爐・火舎などという「火」を冠するものやそれらの類語として風爐・鉄爐・炭櫃などがあつた。これらを一括して樋口清之は（広義の）火鉢と言ひ、福山敏男は（広義の）火爐（または火舎）と言っている。樋口は今日になじみのある言葉をもつて代表させたものであり、福山は古代に重点をおいて代表させたものである。が、両氏ともに歴史用語をもつて一般用語の代用としているところに、記述の混乱を招きやすい。歴史用語の用い方は、それが適切であれば研究の促進を促すが、不適切であればむしろ阻害の方向に作用す



¹ 第一章に論述。
² 樋口清之『木炭』（ものと人間の文化史七一、法政大学）
³ 『国史大辞典』（吉川弘文館、一九八二）の火爐の項。福山敏男の解説

る。ここでは、火鉢・火爐などの歴史用語は狭義に用い、それらを包括する一般用語として置き炉を用いることにしよう。

本格的な置き炉の使用は奈良時代ごろにあり、仏教器物の流入を受けて、宮殿や仏寺で始まった。当初は焼香具としてであったが、後に香炉と分かれて採暖用の置き炉が成立した。現存する最古の置き炉は正倉院の大理石製三脚付火舎で、これは採暖を兼ねた香炉であった。絵画資料では法隆寺の玉虫厨子の台座（須弥壇）に描かれた炉が最古である。上位階層の置き炉とは別に、一般の（灯火を含む）火器として石製の火手鉢（ひでばち）や土製の火瓮（ほへ）もあつた。

こうした各種の名称のある採暖用の置き炉について、例えば形態を取り上げて、どれほどのが分かつているのか。

火桶 木製円形置き炉で、割り物と曲げ物がある。割り物は、桐の木を丸く割り抜き、内側を真鍮で張る。曲げ物は、桧の薄い板を曲げ、桜皮でとめた桶を外容器とする。火桶の実際としては、『枕草子絵詞』に見える、側面に絵がかかっているものや華麗な花文様の炉が例用される。

炭櫃 方形の炉で、切り炉と置き炉がある。切り炉は、今日に言うイロリである。置き炉は、灰を盛って炭火を入れおく木製の大きな器物、つまり角火鉢である。

火爐 イロリの類（地火爐・地爐）に対する置き炉で、土製・金属製・石製などがあり、概ね円形三脚である⁴。
 火瓮 光焰を意味する借字⁵、瓮（かめ）の中で焚いた灯火⁶、室内用

⁴ 斎藤忠「現代の考古学の諸問題」、『日本考古学概論』、吉川弘文館、一九八二の「学術用語に対する理解」では学術用語を古典語・旧語・新語・廢語にわけ、用語のあるべき姿について課題を述べている。

⁵ 樋口清之『木炭』（ものと人間の文化史七一、法政大学出版局、一九九三）。

⁶ 大野晋他編『岩波古語辞典』（岩波書店、一九七四）火桶の項。中田祝夫編『古語大辞典』（小学館、一九八三）火桶の項。

⁷ 樋口清之『木炭』（ものと人間の文化史七一、法政大学出版局、一九九三）。

⁸ 『枕草子絵詞』第六紙に円形火桶、第一八紙に四葉形火桶が見える。

⁹ 大槻文彦『新編大言海』（富山房、一九五六）炭櫃の項。

¹⁰ 大槻文彦『新編大言海』（富山房、一九五六）炭櫃の項。中田祝夫編『古語大辞典』（小学館、一九八三）炭櫃の項。

¹¹ 『国史大辞典』（吉川弘文館、一九八二）の火爐の項。福山敏男の解説

¹² 松岡静雄『新編日本古語辞典』（刀江書院、一九三七）ホへの項。

の土製火器¹⁷の三つの意味がある。土製火器は、鍋を転用したもののほか、浅い円筒形の製品もあり、さらに土製ではないが、灰を入れた浅い箱がある。

などを拾い出す。火櫃を解説したものは少なく、

火櫃 火桶・火鉢の類¹⁸。

などがあるだけである。

これらの解説はほとんどが個々の名称に対して個別になされたものであり、置き炉として総合的な見地¹⁹からなされたものではない。当時の置き炉について、これを正視した文章はきわめて少ないのである。

主題とする平安時代の置き炉について、論及するには史料が不足であるとは必ずしも思えない。日常生活における当り前の存在として見過ごされ、研究主題にはなりにくいという性格は多分にある。日常の器物であるが故に変化はきわめて緩やかであり、史料中でもさりげなく見え隠れする、そのような特徴が永遠不変で無味な研究対象として映ることを強制するのであるが、それ故にこそ、日常性の基底を流れるものに対する研究はより重視されるべきであろう。

それでは、平安時代の置き炉に対する考察の視点とはどのようなものか。これは、生産と用途という器物に対する二面的な視点から迫ることが、俗ではあるが正統であろう。

第一の生産の視点は、置き炉そのものの時代を追った通観、つまり器物の発達史である。これは、置き炉の形態・構造・素材、技術的な改良などが問題となる。置き炉は家屋に設備された切り炉（それに築き炉）に相対する炉の一般名称として用いるが、移動可能であることを最大の共通点とするものの、その形態・構造は多岐にわたることが目にみえている。これをいかに発展系列²⁰ことに整理し、技術段階を認識しえるかが出発点となる。別稿で、中世前期の絵巻物を資料として切り炉と置き炉について概観し、置き炉では構造に焦点を当てて、それ自身が火容であり容器であるもの²¹

単構造²²と、火容と外容器に分かれているもの（＝二重構造）に分けてそれを概述した²³。このような構造による分類は、平安時代の置き炉を理解するに際しても有効であろう。この分類によると、火舎などは単構造の置き炉、火桶・火櫃などは二重構造の置き炉である。炭櫃・火瓮・火爐・風爐などはいずれに属するのか明らかとしない置き炉である。こうした構造による分類に加えて、その実際はどのようなものであるのか、すなわち考古遺物などで具体的にそのものを示すことができるならば、より詳細な研究が進むことは言うまでもない。二重構造のものは単構造よりも複雑な構造と見え、技術的により発達した段階と映る。奈良時代に火舎という単構造の置き炉から出発し、平安時代には火桶・火櫃という二重構造の置き炉が早くも製作されている。二重構造の置き炉の成立事情については未だ考察がなされていない。

第二の用途の視点は、置き炉の生活文化史上の位置づけとも関係する。イロリや火鉢に至る採暖具は板の間や畳などとともに日本固有の坐式生活のなかで発展してきたと言われる。その一方で、防寒という観点からは、平安時代当時の（上位階層の）家屋構造は板張高床に加え、天井板を使わないものであったため暖房の効果は少なく、むしろ衣類による保温を重視し、重ね着の風習を発達させたともいわれる²⁴。

こうした評価に対する吟味も、置き炉の使い道が分かっているかというその位置づけは困難であり、まず、どのような用途があったのかの例挙が出发点となる。ここでは、採暖に最大の焦点をあて、一部は炊事などに関わるものをも含むとして論じるが、その場合でも様々な用途が考えられ、さらには慣例から儀式次第の確立へと進む平安時代の上位階層の生活にあつては、第一義的な用途から転じて儀器化が進行している場合も想定される。

加えて、置き炉が単に上位階層の身の廻りを飾る調度であるのか、それとも一般階層の必需としての炉であるのかも、視座にいかれておかなければならない。これは採暖が炊事とどのように関わっていたかとも関連する。採暖用置き炉であるべき火鉢が鎌倉時代末に一般民に普及した理由の一つは、火鉢が簡単な炊事用をも兼ねたことによるとい²⁵。日本古来の炊事

¹⁷丸山林平『上代語辞典』（明治書院、一九六七）ほべの項。大槻文彦『新編大言海』ほべの項。江馬努『古燈器の風俗史的解説』（江馬努著作集、第九巻、中央公論社、一九七七）。

¹⁸樋口清之『木炭』（ものと人間の文化史七二、法政大学出版局、一九九三）。

¹⁹大槻文彦『新編大言海』（富山房、一九五六）火櫃の項。

²⁰木炭史との関わりから述べたものに、樋口清之『木炭』（ものと人間の文化史七二、法政大学出版局、一九九三）がある。

²¹第二章に論述。

²²『日本風俗史事典』（日本風俗史学会編、弘文堂、一九七九）暖房具の項。樋口清之解説

²³『日本風俗史事典』（日本風俗史学会編、弘文堂、一九七九）暖房具の項。樋口清之解説

²⁴『日本風俗史事典』（日本風俗史学会編、弘文堂、一九七九）暖房具の項。樋口清之解説

用の炉は地床炉に始まり、ついで古墳時代半ばに築き籠が登場し、古代・中世のいつの時点でかイロリの使用が始まる²⁰。こうした設備としての炊事用の炉といかなる関係をもつかも課題の一つである。

第三に、以上のことを考求するに際して、用語の混乱を減らすために、史料上に現れる置き炉を意味する言葉の厳密な考証が要求される。

もちろん、当時にあっても各種の言葉を混用している例もある。例えば、『玉葉』元暦二年(一一八四)十一月二十二日条には五節の装束として、「火櫃二口(鉢著在り)」を用意し、大師に「火櫃一口(鉢著(=箸)在り)」を、小師に「火桶一口(鉢著(=箸)在り)」を禄として与えたとある。用意した火櫃の数と禄として与えた火櫃・火桶の数の一致により、それらが同一物であることは間違いない。九条兼実自身が火桶と火櫃を混用している。後に述べるように、当時、五節に火桶を贈答し合う風習があり、本来は火桶とあるべきところである。また、『禁秘抄』では内裏・朝餉の間に調度する置き炉を「円火櫃なり。廻りに和絵を畫く」と記述するが、先学が示す櫃と桶の相違つまり方形と円形の相違を考えるならば、この事例をもって火櫃にも円形のものがあるとするよりも、実は火桶であろう。

こうした混用の事例をもって、各炉の間に厳密な区別はないのであるから、用語の考証をしても無駄と見離してしまふことは容易である。しかし、そこからはなにも論点が生まれない。混用の事例を積極的に指摘していくことが、各用語の考証を深めることにつながると考えたい。

以上に挙げた三点に注意を払い、平安時代の置き炉について考察する。

²⁰ イロリの言葉の起源は室町時代の「ゆるり」にあると言われているが、「ゆるり」は鎌倉時代、題に「平重時家訓 北条陸奥守・相模守、從四位下、執事、法名永覚、号極楽寺。弘長元(一二六一)十一月・三卒。六十四歳」とある『平重時消息』(『鎌倉遺文』八七三〇号)の第九条に、「一、なげし(長柄)の面に、竹くぎ(釘)打へからず。畳のへりをふ(踏)むへからず。さえ(狭縁)の上にな(立)たす。ゆるりのふち(縁)こ(越)ゆへからず。万人にも世にも憚(はば)か(る)へし」と見え、少なくとも鎌倉時代には遡る。「ゆるり」は平安時代の地火爐を継承するものと言われている。地火爐の用例は、『西宮記』巻八裏書に「延喜十七年(九一七)三月十六日御記云々。此の日六条院に参入すと云々。参状を申せしむ。命有りて、西対に参ると云々。僧都如元。御菓を供す。玄上朝臣、菓を賜つ(折敷・高土器を用う)。御前の地火爐に於て、焼(ひたき)して笋を調供せしむ。又王卿を召して盃を給つと云々」と載せるのが管見する限りの初見である。

一節 単構造の置き炉

【要旨】 平安時代、単構造の置き炉から火桶・火櫃などの二重構造の置き炉への発展があつたが、そこに至る経緯が明確になつていないといふ。そこで、当時の史料に見える火・土火爐といふ二つの炉の復元を試み、単構造の炉の具体化を図る。さらに平安時代後期に出現する土製火容製品から火桶・火櫃の復元を試み、単構造から二重構造に進展する際に革新しなければならぬ二・三の点を指摘する。

イ 問題の所在

平安時代の置き炉を、容器の構造から整理すると、それ自身が火床（ひどこ）であり外容器であるような単構造の置き炉（図五）と、火床となる火容（ひいれ）とそれを納める外容器の二つの容器からなる二重構造の置き炉（図九）の二つにまとまる。一方、炉の外容器の形態から整理すると、回転体と非回転体（一般に箱形であり、以下は箱形の語を用いる）にまとまる。

回転体とは、その中心に突き立てた棒を軸にして容器の外形線を回転させること得られる立体であり、口口の挽き物や円筒形の鋳物それに外形にくびれや膨らみのある焼き物（土器）などである。これに属するものに、奈良時代に本格的な置き炉として登場した単構造の金属製火爐（図五）、平安時代に宮中を飾る調度として発達した二重構造の木製火桶（図一〇）などがある。これを整理すると、単構造の火爐が古く、二重構造の火桶が新しいという結果に帰着し、単構造の置き炉から二重構造の置き炉へという発展は大筋において賛同がえられる。ただし、火桶が火爐に由来するとは限らないので、より詰めた検証が必要ではある。

置き炉のもう一つの形態である箱形は、文字通り箱を方形に組んだものを外容器とする。その典型は火櫃（図九・一一）である。火櫃は平安時代半ばにはその存在を確認できるが、それ以前への遡上は解明されていない。回転体の置き炉での発展傾向を援用するならば、二重構造の火櫃は未だ実態を解明していない単構造の炉からの発展形態と見るのが自然である。

回転体にせよ、箱形にせよ、二重構造の炉の成立について、現状では不

明なことが多い。それは、炉の火容への注目度とも関連するが、二重構造という構造そのものへの言及すらほとんどないという現状によつても明らかである。その解明に際しては、二重構造よりも古く遡つて存在したはずの単構造の炉の把握が出发点となる。そこで、回転体の炉として火（訓みは不明、仮に「かぼん」と呼ぶ）を、箱形の炉として土火爐（訓みは不明、仮に「どかる」と呼ぶ）を取り上げ、その実態を考察する。両炉はほとんど注目されていなかった炉であるが、ともに『延喜式』に記載があり、平安時代前期あるいはそれ以前に遡つてよい単構造の炉である。実態の把握は、構造・形態・使用の特徴を明らかにすることであり、それは置き炉の進展への位置付けとも重なる。作業によつて、置き炉での単構造から二重構造への発展の道筋が展望されるはずである。

ロ 箱形の置き炉

【金属製火爐】 『延喜式』には様々な素材の火爐がみえる。それをまとめると、単に火爐とあるもののほか、白銅火爐²¹、金銅火爐²²、鉄火爐²³、土火爐²⁴、木火爐²⁵があり、金属製そのほかの製品を確認できる。

ここで考察する炉は土火爐であるが、奈良時代にすでに存在した金属製の火爐や宮廷で使用した火爐について触れておく。

金属製の火爐は、古代寺院の資財帳²⁶によると、すべて円形で、明記するものは少ないが、三脚（もしくは四脚・五脚）が付くとみて間違いない。その実際については、兵庫・勝福寺の火舎（図五）でしのぶことができる。背の低い筒状の体部をもち、口縁が広がる回転体・単構造の炉で、獸面を表した脚がつく。

²¹ 『延喜式』 齋院司の齋王定畢所請雜物条、内匠寮の賀茂初齋并野宮装束条、 圖書寮の最勝

王經齋会堂装束条、 圖書寮の春秋二季御読経装束条、 内匠寮の大極殿飾条。

²² 『延喜式』 圖書寮の御准仏装束条。

²³ 『延喜式』 齋宮の年料供物条、 造酒司の積奠料条、 造酒司の諸節雜給酒器条。

²⁴ 『延喜式』 齋宮の供新嘗料条、 齋宮の年料供物条、 踐祚大嘗祭の班幣条、 主水司の踐祚大嘗会解斎七種御粥料条、 木工寮の神事并年料供御条、 主水司の供御年料条。

²⁵ 『延喜式』 圖書寮の最勝王經齋会堂装束条。

²⁶ 『法隆寺伽藍縁起并流記資財帳』 持統天皇の持統七年（六九三）十月二十六日納賜。「安祥寺伽藍縁起資財帳」（『平安遺文』一六四号）。「筑前国観世音寺資財帳」（『平安遺文』一九四号）。「広隆寺資財帳」（『平安遺文』一六八号）。

宮廷で使用した火爐では、右に示したような単構造の火爐のほか、二重構造のものもあつた。大極殿前庭に毎年元日に誂えた焼香のための白銅製大火爐について、「台を備え、鉄火袋を入れる」と記す。白銅製の外容器の中に鉄製の火袋（＝火容）を仕掛ける二重構造である。金属製の火爐について、このような二重構造の発生時期については、手がかりとする史料もなく、分からない²⁸。

大極殿前庭の火爐の記述には「台を備え」とある。「四具（仏座檀下の四角に置く。漆榻四脚・白銅火爐四口・）」²⁹、「鉄火爐（高榻に居つ）」³⁰、「切案二脚、土火爐二脚」³¹などの記述もある。金属製の火爐は、通常は台と組み合つて一具をなした。「火爐を立つ」というような特徴的な表現³²も、台を立ててそこに載せて使用することからくる。

立坐の生活様式から言えば、このような用い方は立式に適合する。日本では坐式生活様式を伝統とし、それに適合した器具を多く製作したが、このような立式生活様式に適合した器具も存在した。金属製の火爐が仏教あるいは宮廷儀式と共に移入された外来の炉と見られることから、当時の金属製火爐の使用が日本古来の坐式生活様式に溶け込んでいないことを示している。

【土火爐の外観】 土火爐は「長三尺五寸、広二尺五寸、高七寸」³³と大きさを示すものがあり、相当大きなものがあつた。この大きさでは、一人で手軽に移動できる重量ではない。また、あまり高さのない箱形であることに留意すべきである。「土火爐四枚」³⁴とあるような「枚」を単位とする個数表現を裏付ける。

土火爐の構造は、「土火爐四荷（構うに椿木を以てし、塗るに白土を以てし、覆つに細席を以てす。荷別夫四人）」³⁵とあつて、木製の箱（槽）を組

み、内側を白土で塗り固めたものである。火容の記述はなく、単構造であることは確実である（図八）。土火爐とはいふものの、土製の容器を意味しない。実質は木製の火爐であり、この点で、先に列挙した木火爐との関係が注目される。木火爐は香を焚く炉としての使用を示す史料³⁶はあるものの、構造を具体的に述べる史料はない。「荷別夫四人」とは、土火爐を持ち運ぶのに四人づつを配するという意味であり、これによつても相当の重量であることが分かる。

右の土火爐の構造を示す史料には、その一文の前に「火台四荷（塗るに白土を以てし、覆うに細席を以てす。荷別夫一人）」と、きわめて類似した記述がある。この火台の前後には新・松明（たいまつ）を記載するので、火台は灯火具であるうが、置き据える台を含めた火爐を火台と記す史料³⁷もあり、あるいは火台は火爐台の略で、火台と土火爐は同じものを指すかもしれない。いずれにせよ、火台の構造は土火爐とほとんど同じである。

【土火爐の内部】 土火爐・火台ともに白土を塗つて火床を作つた。造作に当たり「塗る」と動作表現する平安時代の火処に地火爐がある。たとえば、小野宮実資亭の地火爐の造作を「渡殿地火爐塗り始む」³⁸と記述する。地火爐（ちかろ）は切り炉（イロリ）の平安時代における呼称である。切り炉は外構を木で組み、その内側に土を塗つて炉を仕上げるので、「塗る」と表現する。土火爐もそのような作り方であることがわかる。

地火爐と土火爐では、それを家に設備として作り付けるか、器具として台の上に据えるかの違いを見いだせるだけである。土火爐とは「土を塗つて作つた火爐の意」と言える。これに準じるならば、地火爐も、「地面に造つた火爐の意味」ではなく、「地を塗つて作つた火爐の意味」と理解するのが、床化の問題とも相俟つて、妥当かもしれない。そつであるならば、土火爐と地火爐の区別は微妙となり、「土」の部首でもつて「地」の字を代用

27 『延喜式』内匠寮の大極殿飾祭
28 香炉では奈良時代に遡る二重構造がある。法隆寺蔵獅子形柄香炉である。
29 『延喜式』図書寮の最勝王経齋会堂装束条。
30 『延喜式』造酒司の积奠料条。
31 『延喜式』齋宮の供新嘗料条。
32 例えば『江家次第』巻第十、新嘗会装束。
33 『延喜式』木工寮の神事并年料供御条。
34 『延喜式』神祇、齋宮の年料供御条。同じ表現は同書神祇、齋宮の供新嘗料条にも見える。
35 『延喜式』神祇、踐祚大嘗祭の班幣条。

36 『延喜式』図書寮の齋会条。また『東大寺要録』卷三の下、供養草によると、貞観三年（八六一）の東大寺大仏開眼会で仏前に献じた木火爐に「香烟騰涌、到有頂天、余香普給、遠班因縁、以我功德力、如来加持力、及以法界力、普供養諸仏」と銘したといつ。
37 『兵範記』保元二年（一一五七）八月十七日条、藤原宗輔の任大臣大饗の酒部所帳の装束について、「其の中東方中央に黒漆酒樽、口を立つ（台・杓・緋絹懸緒在り）。其の西に火台を立つ。其の中に金輪を立て、護（金扇）を居つ。火台・一階櫓など、修理職之を進む」とある。
38 『小右記』寛和元年（九八五）正月十九日条。

したものと解釈すれば、両炉を区別する手立てはなくなる。土火爐の訓も問題となるが、訓みを記す史料を持たない。

内部に土を塗って火処とする炉に、もう一つ、密教で用いる護摩壇の炉がある。護摩壇炉の作り方は、壇中、前方に寄せて爐跡穴を穿つ。其の下に爐桶を置く。土を取りて二つに分ち、一分は爐桶の底を満し、一分は泥を作る（紙并に灰と和す）。爐を塗る」とある。炉本体部分の作り方に注目すると、炉の外容器となる桶の底に土を入れ、さらに側にも紙・灰と混ぜた土を塗って炉の本体を作り、これを護摩壇に穴を掘って埋めたものと理解できる。護摩壇炉の外容器に用いた桶は当時は曲げ物であり、円筒形である。土火爐とは、形の円筒形・箱形の相違を別とすれば、土を塗り込めて作る炉という点では共通し、土火爐復元に大いに参考となる。

【土火爐の復元】 土火爐は、土製の火器ではなく、方形の木製置き炉である。復元された土火爐とほとんど同じ構造・形態・大きさの炉を絵巻物に見ることができる。たとえば『慕婦絵詞』巻二の七・八紙である（図二二）。中世の絵巻物に見る箱形の炉の検討結果³⁹によると、単構造のものは炊事（図二二・二三）に、二重構造のものは採暖（図二一）・爛酒などに用いている。両炉に使用上の差異が生じるのは、両炉を区別する火容が火器を支持する物体（五徳あるいはそれに代わる石など）の配置に影響を及ぼしているからである。炊事に使用するには、火器を支持する物体を炉に配置できることが条件としてあるが、単構造の炉はそれが出来るのに対して、二重構造の炉は（火容がよほど大きくない限り、あるいは五徳を用いない限り）火容が障害となつてそれが出来にくい。この炊事に関する条件は同じ単構造の土火爐にも援用できるものであり、土火爐の用途は、七種粥に材料・燃料・食器のほか案・臼・などの道具とともに土火爐を用意している史料⁴⁰から粥を煮たとわかるだけであるが、煮炊き一般に日用し

たとめても何ら不自然ではない。

八 火

【火】の年代性】 十二月の内裏での年中行事に仏名儀式がある。その概要は、『雲図抄裏書』に

「初夜 亥一刻鐘を打つ。御導師など（割注略）に仰せ、出居に著座す。近衛官人時を奏す（近代之無し）。公卿参上す（割注略）。御導師礼盤に著く。次いで堂童子著座す（割注略）。導師、当願・衆生梵唄二段。次いで堂童子花筥を授け復座す。次いで散花。衆僧を引率し列び立つ。導師の下に列を立て、法用畢ぬ。次いで堂童子花筥を取る。次いで火爐を居う。次いで御導師仏名散花。初夜・後夜了」⁴¹

とあるようなものであるが、この法要の最後の方に火爐を据えるという動作で、置き炉が登場する。この置き炉は、「法用の後、火櫃を居う」⁴²ともみえ、平安時代後期では火櫃と記録されるのが普通である。

この仏名の火櫃について、『江家次第』には、
「堂童子華筥を取り、之を収む。初めの如し（下より退く）。五位以下火櫃を居つ。先ず僧座料（割注略）、次いで公卿座料（割注略）。件の火櫃は内蔵寮進む所なり・・・拝経など畢りて、錫杖（割注略）を誦う。」

酒肴を出居に於て給う（近代見ず）。出居（衍字か）。酒肴を王卿に於て勤む（近代見ず）。侍臣の前に、火を居う（近代見ず）」⁴³とある。前段には当時行われていた次第を記し、後段には「近代見ず」と

³⁹ 同じ箱形の置き炉に炭櫃があり、これも煮炊きに用いた例がある。『沙石集』三、「弟子の僧火たきて、前のすひつ（炭櫃）にて、生たる魚をにるに、鍋の湯あつくなるまに、魚すひつにをどり出つ。『散木奇歌集』九、雑上「まつ（松）のすひつ（炭櫃）にすることもなく、かなは（金輪）といふものをたてるをみてよめる。いかにせむ、いつちゆけとも世中の、かなはぬさまそ、にる（似る・煮る）ものもなき」。したがって、これも土火爐と共通する単構造である。ただし、平安時代半ばにあっては、二重構造の置き炉を、漢文では火櫃、仮名文では炭櫃と使いわけて理解するので、平安時代前期を主時期として考察する本稿では、火櫃⁴⁴と炭櫃として論述する。平安時代後期以降はこの限りではない。

⁴⁰ 『雲図抄裏書』御仏名次第。

⁴¹ 『北山抄』巻二、十一月御仏名事や、『春記』長暦三年（一〇三九）閏十二月二十一日祭など。

⁴² 『江家次第』巻十一、御仏名。

³⁸ 『阿婆縛抄』護摩記本、莊嚴壇上の項。

³⁹ 今日普通に見る桶・曲率のある板を立て並べて側板とし、外から種（たが）をはめて緊縛する桶・が考案されたのは平安時代後期⁴⁰で、「たが（多荷・多賀）桶」と呼んだ。『兵範記』保元三年（一一五八）十月十六日条、「三長記」建久六年（一一九五）八月十五日条など。

⁴¹ 第一章に論述。

⁴² 『延喜式』主水司の踐祚大嘗会解斎七種御粥料条。

注記をして当時は行われなくなった諸行為を記している。その行われなくなった行為の末尾に「火」という置き炉が見える。注記に従えば、古くは侍臣の前に「火」を据えたのである。

『北山抄』に「法用の後、火櫃（侍臣は「火」を給う）」とあるのも、「居う」と「給う」では表現に相違はあるが、同じことを示している。『北山抄』の記事を単独で読むと、公卿と侍臣との間に位階による上下関係を想定し、公卿の前には火櫃を据え、侍臣の前には「火」を据えたように解釈することによって、火櫃と「火」という上下の評価がある一つの炉を手配したかのような解釈もできる。が、『江家次第』の一文と合わせて読むと、そうした解釈は成り立たない。現在にある火櫃と現在は見えない「火」という対蹠性は、同一内容に対する表現の相違（呼称の新旧）によるものと解釈するのが自然である。ただし火櫃と「火」の間での実態の相違を全く認めないということではない。

「火は火」ともほぼ同じであろう。「火」は、『西宮記』の弁官・結政所の作法に「冬時、弁の前に「火」を居うなり。大弁の前に着に随いて官掌之を居う。夏時、円扇を以て之に替える」とある。夏の円扇は蒸し暑さに対処する避暑具（兼蚊遣り具）、「火」は冬の寒さに対処する採暖用の置き炉であることに間違いはない。夏冬の衣替えは、すでに『延喜式』の記事をみるほか、『源氏物語』でも確認でき、十世紀あるいはそれ以前に宮中の年中行事として定着していた。夏冬の時季の移りに伴って、円扇と「火」の交替があつたのである。交替する冬時の器物は、後世には「院御所御更衣の事・弘御所御火桶之を撤す」と例挙するように火桶であつた。火櫃と「火」で見たのと同じ関係を、「火」と火桶の間でも見ることができ。

火櫃（火爐）あるいは火桶の機能・用途をもつ「火」が古くからあつたと明らかにした。この「火」は、火鉢が鉢に「火」を冠したものであるように、「火」という土製の容器に炉を意味する「火」を冠したものに違いない。

47 『北山抄』卷九、御仏名

48 『西宮記』卷一〇・弁官事の結政所作法。

49 後の史料ではあるが、『福富長者物語』に「夏は・・破れ団扇にて蚊をはらひ」とある。

50 『延喜式』掃部寮の四月一日条に「凡そ、四月一日に冬座を撤し、夏の御座を供せ。十月一日に夏の座を撤し、冬の御座を供せ」とある。毎年、四月一日と十月一日に夏冬の衣替えがあつた。

51 『源氏物語』幻に「夏の御かたより、御衣がへの装束たてまつり給ふ」とある。

52 『葉黄記』寛元四年（一二三八）四月一日条。

「火」を知るためには、「火」がどのようなものであるかを知る必要がある。

【火瓮】「火」とよく似た字に瓮がある。『新撰字鏡』によると、「保止岐（ほとぎ）」であり、瓮は「三加（みか）」である。同書では、みかと訓む字はほかに甕がある。甕は、『和名類聚抄』に「烏・貢の反し。字は亦瓮に作る。」の音は烏・茎の反し。字は亦壘に作る。和名毛太非」とあつて、瓮は「もたひ」とも訓んだ。「もたひ」とは水や酒をいれる器と言つて、瓮は「もたひ」とも訓んだ。「もたひ」とは水や酒をいれる器と言つて、瓮は「もたひ」とも訓んだ。

「もたひ」に火を冠した火瓮（ほのへ）は灯火器と考えられている。それは、出雲国造神賀詞に

「豊葦原の水穂国は、晝は五月蠅（さはへ）の如く水沸き、夜は火瓮（ほのへ）の如く光（かがやく）神在り」とある一文の解釈に拠っている。

豊葦原水穂国の形容は「晝、夜」「水沸く、光く神ある」「さはへ、ほのへ」という対語を構成して修辞する。神の威光が当り一面に輝く様の形容として火瓮を引用する。騒々しいほど飛び立つ蠅、音を出して湧き出る水（泉）に対応する火の粉の舞立つ音とその発散状態の例用でもあり、必ずしも灯火器と限定する必要はない。

瓮は「とよく似た字であり、しかも用途も類似するので、史料を扱う際には注意が必要である。

53 『和名類聚抄』器血部・瓦器、甕の項。

54 中田祝夫編『古語大辞典』（小学館、一九八三）もたひの項。

55 松岡静雄『新編日本古語辞典』（刀江書院、一九三七）ホベの項。丸山林平『上代語辞典』（明治書院、一九六七）ほべの項。大槻文彦『新編大言海』（富山房、一九五六）ほべの項。

56 『延喜式』祝詞の出雲国造神賀詞条。

57 この一文は『日本書紀』神代下の一書に「葦原中国には磐根木の株（もと）、草（かや）の葉（かきは）も猶能く言語（ものい）ふ。夜の若（若）火（ほ）の（も）こ（こ）に喧響（おとな）ひ。晝は五月蠅（さはへ）（如）（な）し、沸騰（わきあか）る」とあるのが原文のよつである。また、類似する表現が、『今昔物語集』卷第十一の二二三（現光寺を建てて霊仏を安置したる語）に、「河内国、和泉の郡の前の海のおきに楽器の音あり。箏・笛・篳篥等の音の如し。また雷の震動の音の如し。また光あり。日ははじめて出づるが如し。晝は鳴り、夜はかがやく」や、『古事記』上卷天官戸段に「高天の原皆暗く、葦原の中つ国悉に闇し。これに因りて、常夜往く。ここに万の神の声（おとなひ）は、さ蠅なす満ち、万の妖（わざわひ）悉に発りき」とある。

【⁶²】の旧用】奈良時代の食生活の網羅的復元と関わって当時の文書を分析した関根真隆⁶³は、⁶⁴について、「ほとき(ほとき)」「あるいは、へ(へ)」と訓むこと、陶器(須恵器)ではなく土器(土師器)であること⁶⁵、湯を沸かす器(すなわち火にかける器)であること、埴(なべ)よりも数倍大きく胸の長い器であること、などを明らかにしている。

焼き物の素材と機能の対応に関して、古墳時代に大陸から製作技術が新来した須恵器は堅緻で貯蔵用としては有効であるものの火器としては不適切であり、むしろ縄文時代に起源する旧来の土器⁶⁶土師器が脆弱ではあるものの火器には適していた。その素材の選択の結果が、関根が列挙するだけでも、土師器では釜・埴・(甑)といった火器のほか竈という火処を造形したのに対し、須恵器では食器・壺などの土師器と共通する形態のほかは甕・由加・(みか)・(さらけ)・缶(ひらか)・叩戸などといった貯蔵や醸造の容器を造形した。それ故に、(ほとき)は酒・醬を盛る器としての用い方を本来とし、時として湯を入れる器とすることもあったとする大槻文彦の解説⁶⁷は、火器としての⁶⁸を理解していないと言えよう⁶⁹。

⁶² 関根真隆「奈良時代の厨房用具」(奈良朝食生活の研究、吉川弘文館、一九六九)。
⁶³ 関根真隆は土師器であることの根拠の一つとして、には陶の字を冠するものがないことを挙げているが、平安時代では事例がある。「延喜式」だけでも、主殿寮の供奉年料条、主殿寮の年料条、主水司の踐祚大嘗会解斎七種粥料条、主計上の備前国調条、主計上の讃岐国調条の各条に陶⁶⁴が見える。
⁶⁴ 大槻文彦「新編大言海」(富山房、一九五六)ほとき⁶⁵の項。
⁶⁵ この原因の一つは、と⁶⁶が混同されていることにある。はとよく似た字であるが意味はまったく異なる。は「ほとき」であるのに対して、はは缶と同義で「もたひ」あるいは「みか」である。これが、『和名類聚抄』に「缶 保度岐」、『日本書紀』推古二十五年夏六月条に「神戸の郡に瓜有り、大きき缶(ほとき)の如し」、『延喜式』内膳司の年料条に「缶(ほとき) 廿口 十口 醬并せて雑醬漬物を納るる料 十口 雑滓漬物を納るる料」とあることなどにより、混同され、缶の用途が「ほとき」の用途であるかのような解説も出てくる。
⁶⁶ 『延喜式』ではこのほかにも缶を「ほとき」と訓じる例(神祇一・四時祭下の太閤戸社条)があるほか、覆(子) (いちこ) 葎(とすべ)と⁶⁷を覆(子)とする例(大膳下の諸国貢進菓子条)さらには、日本書紀、仁賢四年に「蚊鳥穂(君) (瓮 此を倍と三)」などとあって、当時においてすら⁶⁸が混同されていたようである。加えて、史料の校訂者が⁶⁹と⁷⁰を混同している場合もあるかもしれない。これについては、原典を当たっていない以上、両者の区別についての確認の手だてはない。瓮は陶器(須恵器)と考えられ、火に関わる器としてふさわしい名称ではない。樋口清之などは火瓮を炉の名称として用いるが、火⁷¹を採用するのが正統である。なお、「ほとき」の語源は含坏(ほつき)の約転あるいは「陰(ほ)筒(き)」「なご(き)」「大槻文彦「新編大言海」。

【⁷²】の火処化】火にかける器としての⁷³は平安時代の史料にも散見する。例えば、『延喜式』では正月の七種粥行事⁷⁴にその材料とともに⁷⁵・炭などを列挙してあるし、『江家次第』の賀茂臨時祭には「粥を設け、⁷⁶に入る」⁷⁷という記事もある。これらの事例は粥を盛って再加熱する器としての用途である。また、『延喜式』の新嘗会では、「⁷⁸四口(参議已上白き・黒き酒を盛り、并せて酒を暖むる料」⁷⁹という記事もあり、爛酒にも用いた。加えて、竈の造形に見られるようにすでに奈良時代からその兆候はあったが、以下のように火を盛る器⁸⁰火処として登場する。

まず、灯火の灰を受ける器としての使用である。少し後の時代の史料ではあるが、天仁元年(一一〇八)の鳥羽天皇の大嘗会を記録した『天仁大嘗会記』の供神膳次第に、「其の行列次第、伴造一人燎火を執り、⁸¹を以て頸に懸け、燼を受く」⁸²とある。燼火(ともしび)を受けるために頸に懸けて用いる⁸³があつたのである。この用途をもつと見てよい⁸⁴が、『延喜式』には燼⁸⁵と見え、「ほそくり」⁸⁶、「ほくそつほ」⁸⁷、「ほそくつほとき」⁸⁸、「ともしほとき」⁸⁹などと訓読している。「ほそくり」は「ほそくつ」の誤記と思われ、「ほそくつ」は蝋燭の燃えた灰を意味する⁹⁰。燼⁹¹とは蝋燭の燃えた灰を受ける器である。

次に、単に火を受ける器から進んで、より積極的に火を盛る器としての使用もある。その一つが香を焚く器としての使用である。これは、『西宮記』の葬送行列次第に「藏人所の人、四人御輿の四角に立つ。高坏に居えたる

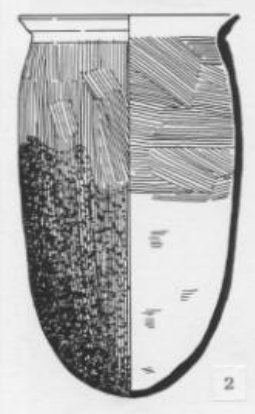
⁶² 『延喜式』主水司の正月十五日供御七種粥料条。
⁶³ 『江家次第』卷十、賀茂臨時祭。
⁶⁴ 『延喜式』造酒司の新嘗会直相日雜器条。
⁶⁵ 『天仁大嘗会記』(「江記」の抜粋)天仁元年(一一〇八)十一月二十一日条。
この訓読は、『建保大祀神饌記』(文永十一年(一一七四)十一月十九日の大嘗祭の記録)に、「ほとき(こ)をくひ(頸)にかけ、てもし(燼)火をつく」とあるのが参考となる。「れら」とは同内容の記事は、『公季公記』(長和元年(一一〇二)十月に引用する「正暦四年(九三三)八月十一日付卜部兼延注進状」)の中の新嘗会・供神次第に、「先ず伴造一人灯を執る。盆を以て頸に懸け、以て燎を承くる燼盆となす」とある。盆は、に通じるので、燼を受ける器としての使用は平安時代半ばに遡る。
⁶⁶ 『延喜式』主計上の畿内調条。
⁶⁷ 『延喜式』内膳司の新嘗会供御料条。
⁶⁸ 『延喜式』主計上の撰津国調条。
⁶⁹ 『延喜式』主計上の備前国調条。
⁷⁰ 『和名類聚抄』燈火部、燈火具の櫛(火扇)の項。

火⁷⁶を持ち、布を以て結着す。蔵人四人、帛袋を以て香を入れ、持ちたる⁷⁷の中に焼く⁷⁸とあることを挙げておく。後一条天皇の葬送記事にも同じ内容を「⁷⁹を持つ者四人、御輿の四角に分立す（蔵人所衆四人、各々⁸⁰を以て高坏に居え之を持つ・⁸¹）。焼香の者四人、之に相副⁸²（各々名香・合薫等を以て生絹の袋に納れ、頸に懸ける。行路の間之を焼く・⁸³）」と記す⁸⁴。両記事には高坏に据えた火⁸⁵と焼香の⁸⁶が見え、これらが同一物を指すかという検討は残るが、焼香の⁸⁷はもちろん香炉としての用い方である。

また、置き炉の火容としても「ほとき」が見える。「うつほ物語」に「沈の火桶、銀のほとき、沈を火箸にして、黒方を鶴の形にて、銀の箸などして、帝・妃の御前に参る⁸⁸」とあるのがそれである。「黒方を鶴の形にて」とは、鶴の形に作った練香を焚く意味であるから、ここでの火桶は香を焚く炉としての用い方である。それ故に、「銀のほとき」を火桶の上に懸けた湯沸かしの容器と解釈しては、文意が混乱する。火桶が二重構造の置き炉であることを念頭に置くと、「沈の火桶」とは置き炉の外容器とその仕様、「銀のほとき」とは炉の内に納める火容とその仕様⁸⁹、「銀の箸」は火箸とその仕様の表現である。つまり、香を焚き、火箸を添えた火桶を御前に差し出した情景を沈香木・銀・黒方といった評価の高い素材を用いて派手に表現しているのである。もちろんここでは、「銀のほとき」とあるので、土製ではない。が、土製の存在を前提にしているからこそ、銀製の相対的な評価が生まれると言える。平安時代半ば、二重構造の置き炉の火容に土製の⁹⁰を用いたのである。

以上のように、平安時代にあつては、奈良時代の火に懸ける器としての⁹¹よりも火に関わる機能がより積極的に働いた火を盛る器として、灯火の灰を受ける器、香を焚く器、さらには置き炉の火容としての働きを確認する⁹²。

【？の実態】⁹³の実際の形態はど

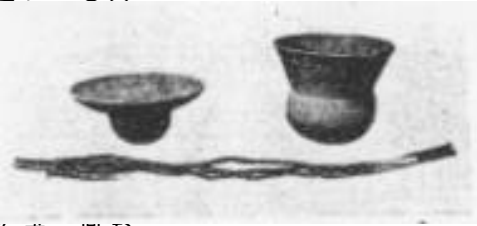


十九日条、この他にも、は各書の葬送記事に見え
二十四日条、『兵範記』久寿二年（一一五五）六月

のようであったのか。

奈良時代の⁹⁴について、関根は、埴（図一）よりも数倍も大きいという史料の分析結果と彗星の形状の比喩とされること、それに奈良時代の考古資料との対応から長胴の形態（図二）と推定した。確かに、湯を沸かす器としての⁹⁵は、築き籠にそれを据える便宜や熱の吸収効果を想像するならば、長胴の形態がそれにふさわしい。籠に懸けた器であり、関根も⁹⁶と大差ない大きさとする竈戸について、『日本霊異記』に「草の中に太快（いとたくま）しく肥たる女有り。裸衣にして踞りをり、両（ふた）つの乳張れたること大きにして、竈戸の如く垂れ、乳より膿（うみしる）流る⁹⁷」とあるのが⁹⁸の形態を推定する参考となる。肥大した乳の垂れ下がった状況、底が丸く、胴体が太く長い、しかも首のくびれの目立たない形状である。しかし、同じ『日本霊異記』に、竈戸は鼎（なべ）の言い替えとしても見え⁹⁹。平安時代前期にあつては、竈戸・鼎と鍋の区別がしだいに曖昧となる傾向も確認できる。¹⁰⁰が湯を沸かす器としてのみならず、粥を再加熱する器として用いられたのも、鍋との形態の統合化を想定するならば、妥当な用途である¹⁰¹。それ故に、火を盛る器¹⁰²「火容」としての¹⁰³を考える際は、長胴の形態にこだわる必要はない。

燻¹⁰⁴は人の首に懸けて用いたという。紐で縛って釣り上げたに違いない。それには器にくびれが必要である。燻¹⁰⁵に関しては、くびれない筒胴（¹⁰⁶鍋）の形態ではなく、くびれのある球胴の形態と推測できる。江馬努は、携帯用灯火である脂燭を燃やす時



75 『日本書紀』下十六、女人濫嫁飢子乳故得現報縁
76 同し『日本書紀』中、三十四、に「竈に起（た）ちて火を燃（た）べ（を居）お（き）、類を押へて蹲（うずくま）り・罷り出でて先⁷⁷ひ、類を押へて蹲」とあり、竈戸＝鼎＝なべである。
78 『春記』長曆三年（一〇三九）十一月二十二日条、神楽の記事に重并せて各嶋を居え、火を生く」とある。ここに見える「嶋」は埴⁷⁹、江家次第『賀茂臨時祭では「内蔵司、湯漬を居つ。衝重・有り」とあるように、埴ではなく、の語が用いられている。これも埴との区別が曖昧となっていることを示している。

に、火の余燼が床へ落ちないように撲盆という土器を手を持って受けたとし、大正期に大嘗祭のおりに実際に用いられたものと断わって脂燭と撲盆の写真を紹介している⁷⁶⁾。それによると、撲盆の形は、古墳時代に出土する、体部が球形で、口が体部よりもはるかに大きく開く形態(「埴」)に非常によく似ている。江馬の言う撲盆は燼⁷⁷⁾と同じ機能をもっていることに間違いはないが、それに該当するような平安時代の土器での考古資料は知らない⁷⁸⁾。

【2と黒色土器】 考古資料では、平安時代前期に、土師器から分派した黒色土器と呼ばれる焼き物が登場する。これは、土師の表面を炭(初穀のいぶし煤)で黒化(いぶし銀)処理したものである。当時の黒色土師の形態は硯・銚子といった特殊な形態を除くと坏(椀)・皿のほかは筒状の深めの鉢(図七)、それに土師器と相同な球胴の形態(図六の土製容器)である。

⁷⁶⁾ 江馬努「古燈器の風俗史的解説」(『日本古燈器大観』(照明学会編、一九三二)から江馬執筆部分を抜粋し、『江馬努著作集』第九巻、中央公論社、一九七七に収録したもの)、『延喜式』践祚大嘗祭の薦御膳冠限事に「行立次第、最初に内膳司の膳部伴造一人(火炬の撲盆を執る)と見える。
⁷⁷⁾ 原口正三・小林行雄「古器名考證」(『世界陶磁全集』第一巻、河出書房新社、一九五八)はこの燼を須臾器とする。それは、『延喜式』主計上の摂津国調奈に陶燼が見えることに依つていられる。須臾器に火器としての機能を認めることは困難であるにもかかわらず、火に開く陶器があることは注目してよい。これに関して、須臾器とは異なって、緑釉・灰釉などの釉彩陶器では香炉・竈などの火処が造形されたことが考古資料で明らかとなっている。『延喜式』では調として焼き物を中央に輸すことを定めた国のほととで、手湯、叩、水、着乳、燼、燼、陶、陶燼といった各種のいすれかを輸している。
このうち火を盛る器としての燼、燼を輸す国は摂津(陶燼)、近江(燼)、美濃(燼)、備前(燼)であるが、陶燼の存在に着目すると、摂津・近江・美濃は釉彩を施した陶器・瓦の産地として知られている国である。残る備前(平安時代後期の『埴中納言物語』)よしなしこの段に火桶の産地として見える国ではある(に問題は残すものの、釉彩陶器のうち(陶)燼に該当するものが含まれている可能性もある。この意向で考古遺物を見るべく、釉彩陶器のうち(燼)と呼ぶ、体が小さく、口がロート状に大きく開く形態(図三)が江馬の示した撲盆に比較的近似する。燼は平安時代の史料に、例えば、『延喜式』内匠寮の賀茂初斎并野宮装束条に「銀睡壺一口(口径八寸五分)」などと登場し、その用途は変更できない。加えて、睡壺はいかにも、の形態からは外れている。長い伝承の間に、形態が変化してしまったのであるが、なお「摂津国調帳案」(九条家冊子本、中右記、裏文書、平安遺文、補四八号)に摂津国の調として(恐らく陶器の項に)「炉、肆口、丁貳」が見え、『延喜式』の記述を裏付ける。

この素材の焼き物を、平安時代半ばに置き炉の火容に用いたことはすでに述べた。そもそも、球胴の形態が煮炊きに、銚子が爛酒に用いるのを始めとして、硯は酷寒時には炭火で温めて用いるものであり⁷⁹⁾、食器と一般に見なしている坏(椀)についてもその相当量に火痕があるという事実⁸⁰⁾は、黒色土師そのものがその発生当初から火に関わる素材と認識して、各種の形態を造形していたことを裏付けている。食器とはおよそ隔絶した硯が黒色土師の製品としてあることについて、「温硯」を念頭しない限り説明がつかない。

『うつほ物語』にいう火容としての鉢を黒色土師のうち求めるならば、砲弾形の鉢をそれに当てることも可能性である。もしも、先の「沈の火桶、銀のほとぎ」と見える⁸¹⁾の素材が黒色土師であったならば、それは球胴の形態であったに相違ない。粥を焚くことも可能な火器の用をなし、同時に香を焚き、燭灰を受けるなどの火を盛る器の用をなす形態に適合する平安時代の⁸²⁾は、関根が明らかにした奈良時代の長胴の形態とは異なり、奈良時代には埴(なへ)と呼ばれた球胴の形態がふさわしい。

【火の復元】 火は、を本体とする回転体の単構造の炉である。用いる⁸³⁾は火器素材として平安時代に開発された「内黒のほとぎ」、考古学で言う黒色土師である。⁸⁴⁾の形状は、遺物に照らし合わせて、球胴と見られる。首に懸けて使用した燼⁸⁵⁾は別として、据え置いて使用するような場合には、球胴の形態はそのままでは座りが悪く、なんらかの支持装置が必要である。『西宮記』の葬送行列次第では火⁸⁶⁾を高坏に据えて持ち歩いたという。この高坏の形状がいかなるものかは記されていないが、考古資料に見る当時の高坏は、物を載せる台の部分の部分がラップパ状に上向きに開いている。これならば球胴の火⁸⁷⁾の底が少々歪んでいても座りは良い。このように、それ自体は単構造の火⁸⁸⁾も、使用時には支持装置と組み合せて用いられたに違はなく(その例を図六に示す)、製品としての行き末、二重構造化もしくは台脚の接合⁸⁹⁾を暗示している。

⁷⁹⁾ 樋口清之「木炭」(ものと人間の文化史七、法政大学出版局、一九九三)。

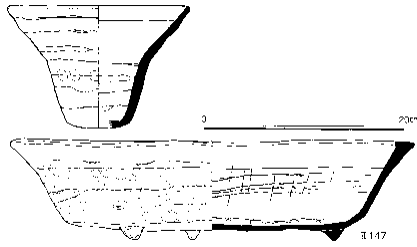
⁸⁰⁾ 『平安京右京六条一坊』(京都市埋蔵文化財研究所、一九九二)では、「その使用痕から煮炊き(土師器皿・黒色土師椀)に用いたとわかるものがある」としか記述していないが、実際は黒色土師椀の大半において火痕を認める。

二 単構造から二重構造へ

【二重構造の炉の復元】 平安時代の二重構造の置き炉に火桶・火櫃がある。これらが二重構造であることは、火桶については『うつほ物語』に「沈の火桶、銀のほとぎ」とあることよって示したし、火櫃についても鎌倉時代の『玉藻』に引用する旧記に「朱漆火櫃（中を彫り鉢を居つ）」とあることにより明らかである。

この二種の二重構造の炉に仕掛ける火容製品が平安時代後期に出現する。これには深浅二種類がある。深い形態は口径・深さとともに一五寸ほどと小型、浅い形態は口径四五寸・高さ一〇寸ほどと大型である。小型の形態よりも大型の形態の方がやや出土量が多い。

大型の火容製品を素材として二重構造の炉の復元を試みると、これを見るに適当な口径五〇～六〇寸、深さ一〇～一五寸ほどの外容器の出土例物が見出せない。火容を納めるに適当な口径の曲げ物があっても、その深さは二〇寸あるいは三〇寸を越える。これだと、火容製品が中に入り込みすぎて、したがって外容器が高くなりすぎて、火容製品の火が外容器に燃え移る危険性があり、まったく炉としての用をなさない。口径が広く器高の低い大型の土製火容は、稀には火桶に用いることがあったにせよ、多くは板枠を組んで作った箱（槽）に仕掛けて火櫃に用いたことを暗示する。一方、小型の火容製品は、出土する曲げ物に収めて適当な大きさである。口径が狭くて器高の深い小型の火容製品は曲げ物に仕掛けて火桶に用いたと想定する。



【単構造から二重構造へ】 火桶・火櫃ともにその史料上の初見は十世紀にある²⁸。しかし、十世紀初めに成立した『延喜式』には両炉ともに見

²⁸ 『玉藻』嘉禎四年（一一三三）二月七日条。

²⁹ 火桶の初現期の史料は、仮名文では『うつほ物語』六例、『枕草子』二二例、『源氏物語』三例、さらには『源順集』天元二年（九九九）の歌（書陵部蔵『歌仙集』）（和歌史研究会編『私家集大成』中古、明治書院、一九七三）及び『校註国歌大系』第二卷（国民図書、一九

えず、平安時代前期に遡って存在したか、二重構造の炉はどのようにして発生したかなどの、未解明の課題がある。

火桶の初現期の史料である『うつほ物語』では、火櫃の語は一例も見えない（ただし炭櫃は二例見える）が、「蘇枋（すはつ）の大きな櫃に、銀の箸そへて、火を起しつ、所々に据ゑたり」と、火櫃にきわめて近い炉の記述がある。火櫃とは言いきっていないことや火容については特に述べていないことを考えると、この炉は二重構造の炉（火櫃・炭櫃）には至らない単構造の炉の可能性もある。自製で箱を組むという作業をやめて、製品の櫃を容器として求めるという分業が新たに加わった段階の単構造の炉という見方ができ、それは自製の単構造の土火爐から製品の火櫃への進展の一段階を語る。それ故に、『うつほ物語』の成立時期 十世紀後半から推して、火櫃の成立は遡っても平安時代前期と言える。

二重構造を特徴付けるものは火容の存在である。平安時代前期、火とていう単構造の置き炉が成立したが、この実質は土製の、という火器である。火が存在した当時、土火爐という火櫃に先行する箱形の置き炉もあった。土火爐に火を埋め込むことができるならば、それはまさに土製火容を納めた火櫃と同じ構造というべきである。実際、火櫃と火は呼称の新旧という考証結果を示す史料もある。

火の成立が二重構造の炉が成立する物質面での直接的な要因になっていることは間違いない。この点を含め、単構造の炉が二重構造の炉に発展（三四）など、漢文では『小右記』正暦元年（九九〇）十月二十一日条、同書長保元年（九九九）十一月二十六日条、『北山抄』一例（巻五・大嘗会事）などがあり、仮名文に目立って多い。一方、火櫃の初現期の史料は、漢文では『西宮記』巻四・六月神今食の傍注に引用する『吏部王記』延長三年（九二五）十一月十四日条、『北山抄』巻二・十一月御仏名事に引用する古記天曆九年（九五五）十二月二十二日条、『西宮記』巻六・十二月仏名など十世紀に遡る史料が幾つかあるが、仮名文では『枕草子』一八二段（段数は古典文学大系による）に一例見えるのみである。その『枕草子』一八二段も別本は炭櫃となっており不確実である。炭櫃は『枕草子』五例、『うつほ物語』一例、『紫式部日記』一例などが見えるので、平安時代半ばには、仮名文では火櫃の語は用いず、それと同義の炭櫃を用いたのである。敵密に考証すれば、時代によって内容が異なると見られるが、本稿ではこのように理解しておく。漢文での炭櫃は、『兵範記』保元三年（一一五八）十月十六日条、同仁安三年（一一六八）十一月二十二日条など平安時代後期に用例を拾い出せる。

³⁰ 『うつほ物語』蔵開・下巻。また、『うつほ物語』あて宮に「銀のいかめしき缶（ほとぎ）に七草の御粥入れて、蘇枋の長櫃に据ゑ奉れ給へり」と、『うつほ物語』蔵開上段に「源中納言の銀の衝重、蘇枋の長櫃に据ゑたる内の物とも皆具して藤壺に奉れ給ふ」とある長櫃も火櫃に至る前段階を示す記述である。

するために必要であった革新課題について述べる。

第一に既製品の火床（＝火容）の採用である。火床を土で作っていたものが既製品の火容に変わった例に護摩壇の炉がある。⁸⁶護摩壇の炉は、当初は儀式があることに炉の外部器となる爐桶のみを既製品に求め、火容となる部分は土を塗り込めて作っていたが、儀式の恒例化に伴い、石製の火容を求め、それを外部器に仕掛けて繰り返し使用するようにならされた。ここでの既製の火容の採用は、炉の造作の省力化にある。

平安時代前期における⁸⁷の火容としての採用も同じような事情が考えられる。自製で火床を作るよりは、火床となる火容を既製に求めて、それを外部器に仕掛ける方が炉の製作時間も短く、しかも火床の形状も安定している。ただし、それに見合う代価は必要である。⁸⁸

第二に重量の問題である。土を塗り込めて作った炉は相当の重量になる。先に示した史料では、土火爐は四人がかりで持ち運んだ。火処として防火対策上の安定感を得るためには、確かに相応の重量が必要ではあるが、数人がかりでないと移動できないような炉ばかりでは部屋に固定された切り炉とほとんど変わらないものとなり、移動の便宜に欠ける。置き炉の最大の長所は、必要な時に据えて、無用の時は片付けられるという機動性にある。したがって、炉の適度の軽量化は改良の重要な要素である。土で塗り固めた土火爐にあつて、最も取り組みやすい軽量化は、塗り込める土の量を減らすことであり、そのためには、支障のない部分に空隙を多く作るの
が一番である。

平安時代後期に出現した土製の火容製品のうち、火櫃に仕掛けるものと推定した大型火容製品（火櫃火容と呼ぼう）は、小破片であつても一瞥してこれと分かる特徴をもっている。火櫃火容の外底一面に残る初殻の痕である。ほかの製品には見られず、この火櫃火容のみに見かける現象である。この現象を説明する証拠を提示しえないが、単なるデザインあるいは製作の都合によって付いたものではなく、火容の機能や用途などに直結する現

⁸⁶ 岡崎謙治鑑修『仏具大事典』（鎌倉新書 一九八二）。

⁸⁷ 焼き物の容器を火容に転用することは、いつの時代でも可能であつた（たとえば縄文時代には「埋め糞炉」と呼ぶ土器を地中に埋めて火容の役割をもたせた炉がある）のに、この時期まで火容がなぜ採用されなかつたか、あるいは果して火容を仕掛けた炉がそれ以前にはまったく存在しなかつたのか、という疑問に対しては、火容を仕込んだ置き炉の需要度によると答えない。

象と見放したい。火容を仕掛けた状態の火櫃を土火爐に投影すると、初殻の痕は土火爐の火床として塗り込めた土の中に当たる。初殻はその部分の状況を語っていると仮定しよう。仮定から、二重構造では火容を固定するために充填材として初殻を詰めた情況、それに先立つ単構造の土火爐では、中に隠れる部分に初殻を詰め、表面に近い部分のみを土で塗り固めたりした（図8）情況が浮かぶ。火櫃火容の初殻は炉の軽量化を図るに際しての方策を語っているのではあるまいか。現に、初殻ではないが、紙・灰などを混ぜた土で炉を作った事例が密教の護摩壇にある。⁸⁹

『延喜式』に記述される土火爐の構造にはこのような（初殻を使用するなどの）軽量化の工夫の形跡は見られず、その後の創案と見られるが、二重構造の炉の成立と前後して、初殻使用による軽量化が創案されたと考えても不当ではない。むしろ、既製の火容の取り付けにはそれを固定する材料が必要であり、その固定材を兼ねる充填材 それに加えるとすれば断熱保温効果であろうか。として初殻が目されたと理解すると、二重構造の成立と充填材の創案は一体となったものと見なせる。それが、平安時代後期に発生した土製火容の初殻の痕に遺制としてとどめていると考えたい。これに叶う火櫃の出土を期待する。

以上、単構造の炉が二重構造の炉へと進展するにあたり革新すべき点として、火容の採用や、炉の軽量化のための初殻の充填材への応用などがあ
ることを推察した。

図注 図面は以下の文献資料を調整して使用した。改変についての責任はすべて梅川が負つ。

図一・二は『平城宮発掘調査報告』（奈良国立文化財研究所、真陽社、一九六二）図版四六の遺物「四二・二四七」図三は『史料京都の歴史』二（平凡社、一九八三）六七五頁の遺物一四〇六。図四は『平安京跡発掘調査概報 昭和六三年度』（京都市文化観光局、一九八九）図版五三の戊津四六・四七。図五は『仏具大事典』（岡崎謙治鑑修、鎌倉新書、一九八二）三二二頁。図六の土器は『平安京左京八条三坊一町』（古代学協会、一九八三）三二頁の遺物九。図六の桶は『平安京東市外町の調査』（平安中・高等学校、一九八六）図版一〇の遺物三。図七は『平安京右京三条三坊』（京都市埋蔵文化財研究所、一九九〇）図版二一の遺物三・九四。図八は図九をもとに復元。図九は『平安京左京八条三坊一町』（古代学協会、一九八三）五九

⁸⁷ 『阿婆縛抄』護摩記本、莊嚴壇上の項。

三節 三所の置き炉

【要約】 平安時代の置き炉として火爐・火櫃・火桶がある。この三つの炉は住家の調理室・配膳室・食事室を別けて配置された。各々の実態を史料から考証し、置き炉の調度化を展望する。

イ はじめに

『兵範記』保元三年（一一五八）十月十四日条、藤原忠通の東三条殿への二条天皇行幸装束の記事に火爐・火櫃・火桶という「火」を語頭に冠する三種の炉がみえる。⁸⁰ 行幸に際して東三条殿には、記載順に、寢殿（南殿清涼殿に擬す）・夜大殿・大盤所・朝餉御所・御装物所・渡殿・膳宿・上御厨子所・黒戸御所・御湯殿・陣座・上官書候所・主殿司宿・掃部司内侍・蔵人町・殿上・下侍・厨子所・蔵人所・瀧口本所・内膳炊所・左右近陣・内侍所・女房曹局・女御御在所という多数の場所が設定されたが、炉の配備された場所は少なく、厨子所（火爐）、大盤所（火櫃）、朝餉御所（火桶）の三箇所であった。

三箇所について若干の解説をすると、厨子所は、食事に関わる諸物を収納する厨子をおく場所、転じて、食事を調理する場所を指し、内裏では（清涼殿の西にある）後涼殿の西庇にあった。大盤所は台盤所とも言い、台盤を置く場所であり、食事の配膳をする場所である。内裏では清涼殿（と紫宸殿の間の廊）にあり、女房の詰所ともなっていた。朝餉御所は朝餉の間とも言い、天皇が朝餉（あさがれい）⁸¹ 食事をする場所である。⁸² 内裏で

⁸⁰ 『兵範記』保元三年（一一五八）十月十四日条、「北又庇西三ヶ間は大盤所となし、弘庭を敷く。其の上、東に迫りて二行に紫縁帖六枚を敷き、中央東方に膳棚（木工寮召す）を立つ。其の西に赤火櫃二合（本家之を儲る）を置く。」又庇西第四五間は朝餉御所となす。四間南長押上に押障子を立つ。其の長押下に纏網縁御座三枚を敷く。其の北妻戸前に高麗畳一枚を敷く。五間、東中戸に副い、南長押に迫りて掖厨子一脚を立つ。其の前に御梳櫛・大床子を立つべし（内裏より之を渡すべし）。御座の前に御火桶を居つ（宇治僧正之を調進せらるる）。北子午侍廊は御厨子所となす。高板敷を構え、火爐を居つ。白垂布（単）を懸け、畳など（紫二枚預料、黄三枚番衆料）を敷く。」
⁸¹ 『倭訓栞』、「朝餉の間と云ふは、清涼殿に在りて、朝夕の供御を備ふる所なり」。

は清涼殿の西庇にあった。ただし、当初は清涼殿の母屋が天皇の居間であったものが、後にはこの朝餉の間や萩戸などの上局が居間に移っていったという⁸³ので、この頃は居間兼食事室というところであるうか。食事に関わる三つの部屋、調理室・配膳室・居間兼食事室について、各々異なった名称の炉、火爐・火櫃・火桶が配備されるという、興味ある事実が浮かび

居間兼食事室	調理室		部屋
	配膳室	調理室	
朝餉御所 塗籠 主上御所 皇后御所 女御御所 某所	火櫃	火爐	東三条殿
	火櫃	地火爐	小松殿
	火櫃		法住寺
	火櫃		飛香舎
	火櫃	爐	兼経亭

上がった。

『兵範記』では、この記事の他にも複数の種類の炉を配備したと分かる御所装束記事が、保元三年（一一五八）後白河上皇・皇后・女御（妹子内親王）の宇治小松殿行幸⁸⁴、仁安三年（一一六八）高倉天皇の法住寺御所行幸⁸⁵にある。同時期の日記である『山槐記』にも応保元年（一一六一）藤原育子の入内による内裏飛香舎装束記事⁸⁶にも炉の配備記事がある。そ

⁸⁰ 『日野西資孝』「宮中の食膳」、『講座日本風俗史』第六卷（雄山閣出版、一九五九）。

⁸¹ 『兵範記』保元三年（一一五八）十月十六日条。

⁸² 『兵範記』仁安三年（一一六八）八月四日条。

⁸³ 『山槐記』応保元年（一一六一）十二月十七日条。

れに御所ではないが、近衛兼経亭の婚礼記事⁹⁵にも各種の置き炉が見える。炉と場所の関係を表に示す。東三条殿で確認したのと同じく、台盤所といった配膳に係る場所には火櫃（炭櫃）が置かれたほか、東三条殿では厨子所に見えた火櫃が常御所・褻御所といった平常の居室⁹⁶に、朝餉御所に見えた火櫃が塗籠という寢室や主上・皇后・女御の各御所といった居室に配備されたことが分かる。これ以外の断片的な史料でも、場所は一部重複するが、

火櫃 褻御所一例⁹⁸・内出居一例⁹⁷・上皇御所一例⁹⁸

火櫃 大盤所三例⁹⁸・台盤所六例¹⁰⁰

火桶 朝餉御所二例¹⁰¹・夜御殿一例¹⁰²・弘御所一例¹⁰³

といった各部屋への配備を確認できる。台盤所への火櫃の配備は多くの事例によって疑いのないことであり、朝餉御所・塗籠（夜御殿）への火桶の配備、それに褻御所への火櫃の配備も当時の慣例と見て誤りない。ただし、同一の部屋に異なる名称の炉を配備し、部屋と炉の対応関係を留保せざるをえないものもある。常御所（常居所）は火桶¹⁰⁴の時と火櫃¹⁰⁵の時とがあり、いずれとも判断しえない。塗籠も大方は火桶であるが、火櫃¹⁰⁶の例もある。

若干の例外があるとはいえ、各種の部屋に定まった名称の炉を配備する

⁹⁴ 『玉藻』嘉禎三年（一一三七）正月十四日条。

⁹⁵ 大槻文彦『新編大言海』（富山房、一九五六）、褻御所の項。

⁹⁶ 『兵範記』久寿二年（一一五五）二月二十三日条。

⁹⁷ 『兵範記』久寿二年（一一五五）二月二十八日条。

⁹⁸ 『長秋記』元永二年（一一一九）十月二十一日条。

⁹⁹ 『兵範記』保元二年（一一五七）七月五日条、『吉記』承安四年（一一七四）二月五日条、『玉藻』承元五年（一一二二）十月七日条。

¹⁰⁰ 『兵範記』保元二年（一一五七）七月五日条、『兵範記』仁安三年（一一六九）八月四日条、『山槐記』治承四年（一一八〇）二月二十一日条、『玉葉』文治二年（一一八六）五月二十一日条、『玉藻』承元三年（一一〇九）三月二十三日条、『玉藻』嘉禎四年（一一三八）二月七日条。

¹⁰¹ 『兵範記』仁平二年（一一五二）十月一日条、『兵範記』久寿三年（一一六七）三月十一日条。

¹⁰² 『山槐記』久寿三年（一一五六）三月五日条。

¹⁰³ 『葉黄記』寛元四年（一一四六）四月一日条。

¹⁰⁴ 『兵範記』久寿二年（一一五五）九月二十三日条。

¹⁰⁵ 『兵範記』久寿三年（一一五六）二月二十八日条。

¹⁰⁶ 『玉藻』承元三年（一一〇九）三月二十三日条。

現象は、単に設備・器具におけるしきたりとして受け継いだ器物名称を書き記した結果と消極的に評価することなく、部屋の機能に適合した機能をもつ炉を選び備えた必然の結果と積極的に評価したい。

それでは、各部屋に対応した機能をもつ火櫃・火櫃・火桶とはいかなるものか。以下に三種の置き炉を見ていくことにする。

□ 火櫃

【火櫃の訓】 火櫃は「比多岐（ひたき）」と訓じ、「火を居う所」である¹⁰⁷。『和名類聚抄』では火櫃を燈火器の項目に収める。採暖具との認識はない。『和名類聚抄』では、助鋪という屋舎について、「比太岐屋」と訓じて、衛士屋のようなものであると解説する¹⁰⁸。助鋪は衛士のたむろする簷屋のようなものを指すと考えてよく、簷屋で焚く篝火の状態を想像するならば、「ひたき」は薪を盛んに焚いて辺りを照らす状態（＝火焚き）の表現である。火櫃を燈火器の項目に載せる『和名類聚抄』の意図は、薪を焚く器と見なすからであろう。

これを補強するように、『新撰字鏡』では、爐・鑪を「火呂」又は「可々利」と訓じ、「炎を盛る器なり」とする。「可々利（かがり）」とは篝火・篝火の篝（かがり）であろうから、『和名類聚抄』と同様に、爐・鑪の言葉には燈火器の意味がある。鑪はまた「可未止（かまと）」ともあるので、築き籠か置き籠かはわからないが、火櫃は籠とも無関係ではない。ちなみに、籠も『和名類聚抄』では燈籠・燈台それに火櫃などとも燈火器の項目に収めてある。

このように、火櫃は薪を焚く火器として、燈火器の範疇に古代は属していたが、それは採暖用の火処や炊事用の火処といった概念が灯火に比べて明確には形成されていなかったためと理解したい。これは最近まで続いていた特徴でもあり、あの灯火具の煩雑なまでの名称の氾濫、燈台・行燈・挑燈・燈籠・燭台・手燭・秉燭などなど、に比べて、イロリや籠に相対する炊事用の置き炉が、採暖を兼ねた火鉢を除くと、七輪・銅壺以外にはほとんど名称が存在しなかったことにも受け継がれている。古代ひいては通

¹⁰⁷ 『和名類聚抄』燈火器、火櫃の項。

¹⁰⁸ 『和名類聚抄』居宅類、助鋪の項。「一に云う、（比太岐夜）衛士屋の如きなり」。

史としての日本生活文化史の探暖・炊事の炉を考察する上での要点の一つである。

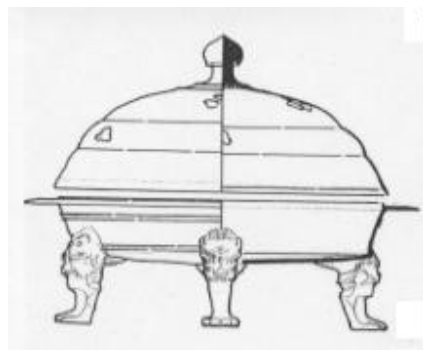
薪を焚く器と定義する火爐も平安時代後期にあつては、炭を燃料としたことが『兵範記』などに見える。各時代を通じて火爐の定義が不変であつたとは思わない。燃料が薪から炭へ切り替わつた後も伝統的に火爐という言葉や器具が使われ続けたこともまた事實である。

【火爐の実体】 古代寺院の資財帳¹¹⁰⁾では金属製の火爐について大きさを記すものがある。

これらによると、金属製の火爐はすべて円形で、明示するものは少ないが三脚(もしくは四脚)が付くとみて間違いない。口径は、小は三寸五分から、大は一尺五寸二分まで、すなわち約一〇釐から約四五釐までと大小さまざまであるが、深さは一寸五分から三寸五分まで、すなわちもつとも深くても約一〇釐止まりと口径に比べて浅いのが特徴である。

その実際については、兵庫・勝福寺の火舎でしのぶことができる。おおむね、背の低い筒状の体部をもち、口縁が広がる形態で、獸面を表した脚がつく。

『延喜式』には様々な素材の火爐がみえる。それをまとめると、単に火爐とあるもののほか、白銅火爐¹¹¹⁾、金銅火爐¹¹²⁾、鉄火爐¹¹³⁾、土火爐¹¹⁴⁾、木



火爐¹¹⁵⁾があり、金属製そのほかの製品を確認できる。

火爐は個数を数えるときに「具」と表現するものがあり、いくつかの部品が集まつて一つの器具の働きをする。「四具(仏座檀下の四角に置く。漆榻四脚・白銅火爐四口・)」¹¹⁶⁾などであるので、榻すなわち台¹¹⁷⁾と組み合つて一器具を成した。白銅以外の火爐でも、「鉄火爐(高榻に居つ)」¹¹⁸⁾、「切案二脚、土火爐二脚」¹¹⁹⁾などである。火爐の通常は台に据えて用いたことを知る。「火爐を立つ」というような特徴的な表現¹²⁰⁾も、台を立ててそこに載せて使用することからくる。

火爐自体の構造を記す史料もある。宮の大極殿を飾る白銅火爐について「台を備え、鉄火袋を入れる」¹²¹⁾とあるのは、白銅製の外容器の中に鉄製の火袋(火容)を仕掛ける二重構造を語る。寺院でもちいる火爐の通常は単構造であり、寺院の単構造の火爐と官庁の二重構造の火爐は、用語での区別が必要かもしれない。

土火爐では、「長三尺五寸、広二尺五寸、高七寸」¹²²⁾と大きさを示すものがあり、相当大きなものがあつた。この大きさでは、一人で手軽に移動できる重量ではない。また、あまり高さのない箱形であることに留意すべきである。その構造の復元は二節で行つた。

木箱や曲げ物桶を外容器とし、その内に土を塗つて火を燃やす火床を作る炉は『延喜式』に記載があり、平安時代前期あるいはそれ以前に遡る炉の製作方法であつた。

平安時代後期には作りも精巧になり、蒔絵の装飾もあつた。新嘗会の大

¹¹⁰⁾ 『延喜式』 図書寮の御准仏装束条。

¹¹¹⁾ 『延喜式』 齋宮の年料供物条、造酒司の積奠料条、造酒司の諸節雑給酒器条。

¹¹²⁾ 『延喜式』 齋宮の供新嘗料条、齋宮の年料供物条、踐祚大嘗祭の班幣条、主水司の踐祚大嘗会解斎七種御粥料条、木工寮の神事并年料供御条、主水司の供御年料条。

¹¹³⁾ 『延喜式』 図書寮の最勝王経齋会堂装束条。

¹¹⁴⁾ 『延喜式』 図書寮の最勝王経齋会堂装束条。

¹¹⁵⁾ 『延喜式』 図書寮の最勝王経齋会堂装束条。

¹¹⁶⁾ 『延喜式』 齋宮の供新嘗料条。

¹¹⁷⁾ 『延喜式』 造酒司の積奠料条。

¹¹⁸⁾ 『延喜式』 造酒司の積奠料条。

¹¹⁹⁾ 『延喜式』 齋宮の供新嘗料条。

¹²⁰⁾ 例えは『江家次第』 卷第十、新嘗会装束。

¹²¹⁾ 『延喜式』 内匠寮の大極殿飾条。

¹²²⁾ 『延喜式』 木工寮の神事并年料供御条。

¹⁰⁰⁾ 『兵範記』 仁安三年(一一六八)正月十九日条、賭弓の弓場装束に「御火爐を安ず(火舎有り、炭を積む、納殿に在り)」。『兵範記』 仁安三年(一一六八)十二月十日条、賭弓の弓場装束に「火爐を立つ(兼て炭を入る)」。『勅仲記』 弘安十一年(一一八八)十月二十七日条、鷹司兼忠の任右大臣大夾の酒部所指図に「中央に火爐を立つ(白木台有り)、其の中の鉢に灰を濕し、炭を積み、鉄輪を立て、護子を居つ」。

¹¹⁰⁾ 『法隆寺伽藍縁起并流記資財帳』 持統天皇の持統七年(六九三)十月二十六日納賜。「安祥寺伽藍縁起資財帳」(『平安遺文』 一六四四)。「筑前国観世音寺資財帳」(『平安遺文』 一九四号)。「広隆寺資財帳」(『平安遺文』 一六八号)。

¹¹¹⁾ 『延喜式』 齋院司の齋王定畢所請雜物条、内匠寮の賀茂初齋并野宮装束条、図書寮の最勝王経齋会堂装束条、図書寮の春秋一季御読経装束条、内匠寮の大極殿飾条。

極殿装束に「蒔絵火爐を立つ」¹²³と見える。「立つ」とあるからには、これも台に据えた。『長秋記』には、白河上皇の御所とするための大炊殿寢殿の装束に、御座の脇に据えた金物・伏輪の有る黒漆火爐が見える¹²⁴。この上皇御所では、寢殿のほか西南懺法廊にも「件の物具は本家に儲く、而に臨期、院より桐竹の調度を給い、仍ち件の所に立つ」と由来を記す火爐を置いた。この由来の文意は確定しえないが、火爐は桐竹の調度であるらしい。

このように、火爐には蒔絵火爐や金物・伏輪を施した黒漆火爐などがあったことがわかるが、『広義門院御産愚記』によると、広義門院の御産所の儲として、台盤所に火櫃一合を置いたが、その火櫃は過度の贅沢を戒める仰せにより金物が無かったという。広義門院を含め列座した永福門院・後伏見上皇・伏見上皇の各々の御所ごとに、蒔絵の火爐・炭取などを立てた。また御湯殿上に直面して金物・伏輪の火櫃を置いた¹²⁵。ここには蒔絵火爐と金物・伏輪のある火櫃という二種類の置き炉が登場する。同じ金物・伏輪を施す炉として、この史料の火櫃と先の『長秋記』の火爐の間でどれほどの相違があるのかは、短文の史料からは分からない。ただ、『広義門院御産愚記』では、火爐は「立つ」、火櫃は「置く」と表現している。火爐は台に載せて立てることが多かったがゆえに「立つ」と表現したが、火櫃を「置く」と表現するからには、火櫃は台などには載せずにそのまま床に置いて用いたに違いない。してみると、『長秋記』に「居う」と表現される金物・伏輪の黒漆火爐と、「立つ」と表現される西南懺法廊の桐竹調度の火爐は据え方や形態が異なり、「居う」と表現される金物・伏輪の黒漆火爐は直接床に置いたものであり、『広義門院後御産愚記』に置くに見える金物・伏輪の火櫃と同類かもしれない。

「立つ」、「居う」、「置く」という表現は、火爐・火櫃の用い方に関するものである。用い方は炉の床からの高低をも内包している。炉の床からの高低は使用する人の立坐の姿勢と関連する。置いた火櫃は坐して使用するものであり、立てた火爐は立して使用するものである。「立つ」、「居う」、「置く」というさりげない表現のうちに日本独自の生活習慣を反映した行動様

式が含まれているのであり、留意しておく必要がある。

このように、一口に火爐と言っても、金属製の火爐は単構造のもののか、その内に鉄製（＝金属製）の火容を持つ二重構造、土火爐は土を塗り固めて火容部分を形成した（二重構造への過途的な）単構造と、多様な構造の総称であり、さらに、後には明確な二重構造であるべき火櫃をも火爐と混同することもあったのである。

【火爐の用途】 火爐は火を焚く器であるから、当然採暖の用途は第一にあげなければならぬ。それを示す直接的な史料は意外と少ないのであるが、助解由小路兼仲は夏五月の終わり、延暦寺に登り仏事を差配したが、冷涼とした比叡山の山中では、涼しさを通り越して、夜ともなると採暖がないと過ごせないほど寒いことを「朝間に迎晴、晩頭に雨灑・霧暗、世界頗る見え分かざる程なり。山中冷え、自ら涼は秋の者なり。火爐に對りて暖気を催す。今日より六月会を始行せらる」と漢文調に格調高く記している。情景を想像するに、ここに見える火爐は地火爐の可能性もある。

仏前の焚香具としての用い方が置き炉の当初の用い方であったことは、すでに先学の説くところであるが、貞観三年（八六一）の東大寺大仏開眼会で仏前に献じた木火爐に「香烟騰涌、到有頂天、余香普給、遠斑因縁、以我功德力、如来加持力、及以法界力、普供養諸仏」と銘したという。この銘の読み下しは力量不足でなしえないが、文意のおよそは察することができる。こうした諸仏供養の香煙を焚くために、木火爐を香炉として用いたのである。木火爐は方形の木枠に土を塗って炉とした土火爐と同じ構造と先に推測した。寺院と香が結びついた理由は、香を体に塗ったり、香

気により臭気を消すことは古くから酷暑のインドで一般的に行われていた習俗であり、これが仏の供養に取り入れられたことによるという¹²⁶。木火爐に限らず、金属製の火爐も、最勝王経齋会の堂装束に「白銅火爐三口（一口仏前料、二口行香料）」¹²⁷、あるいは仁王会の用具に「香案一脚（褥一条・香二両・火爐一口・奩二合）」、「行香案一脚（褥一条・火爐一口・

¹²³ 『兵範記』仁安元年（一一六六）十一月十六日条、『兵範記』仁安三年（一一六八）十一月二十日条。

¹²⁴ 『長秋記』元永二年（一一一九）十月二十一日条。

¹²⁵ 『広義門院御産愚記』延慶四年（一一三二）正月十一日条。

¹²⁶ 『勸仲記』弘安七年（一一八四）五月二十七日条。

¹²⁷ 『東大寺要録』卷三の下、供養章。

¹²⁸ 中野政樹「供養具」、『新版仏教考古学講座 第五卷、雄山閣出版、一九七六』。

¹²⁹ 『延喜式』図書寮の正月最勝王経齋会堂装束条。

窟四合・七八枚)¹³⁰とあるように、仏前に供えて香を焚く炉であった。御齋会の最終日に「初め唄師聲を發するの時、定沙弥、焚香火爐を擎(ささ)ぐ¹³¹とある焚香火爐も香炉としての用い方である。また、治承四年(一一八〇)の安德天皇の即位式に「主殿・圖書各、東爐の東、西爐の西に列す」とみえ、「主殿、火を生く(爐の下、床の下に進み寄り、之を生く。火を大土器に入る。又一口を寄す。東の火は生けず。仍ち西の官人、東に渡りて火を授う。各、香桶を地上に取り下げ、火を床子上に置く)。圖書、香を焼く(香を取り、火を置く。其の器乍に、南方より爐中に置く。扇を以て之を扇ぎ退く。件の爐蓋上に大穴有り、火を差し入るるなり)」¹³²とある東爐・西爐も香を焚く炉である。この炉は有蓋で、蓋には火を差入れるための大穴が開いていたという。東爐・西爐は『延喜式』の元日焼香儀式¹³³では左右の火爐とも見え、やはり焼香具である。

火爐は薬湯を沸かす時も用いた。「(今脱?)日は頗る惱氣有り。仍ち今夜より濟救す。火爐を打ち、芥子せしむ¹³⁴とあるのがこの例である。「火爐を打つ」とは火打ちによって火爐に火を着ける意味であろう。芥子はカラシ菜(辛菜)の種子で、これを搗き碎き、煎じて飲んだ¹³⁵。病氣療養に關連して、採暖自体が病氣の療法になるとみられたふしもある。『玉葉』に「御所に参る(仰せて云つ、所勞の由聞食す、定めて寒を痛み風心云々。即ち御所、火桶に火を生けられる。同じ注文など甚だ和緩なり)」¹³⁶とあるのは、風心(風邪)には採暖が一番であるとの俗信を示しているようである。

病氣療養と飲酒は、心をなごませるものとして切つても切れない間柄である。供御薬という、正月に健康を願つて薬や酒を服する行事があつた。供御薬の際に「主殿寮火爐(御酒を暖むる料)を設け、造酒司御酒を渡す

(或は銀鎗子を用い酒を暖むと云々)」¹³⁷あるいは「銀鎗子を用いて屠蘇酒を暖む(造酒、酒を供し、主殿、火爐を設ける)」¹³⁸とあり、この火爐は燗用の火器である鎗子と組み合つて酒を燗するのに用いた。これによつて、『西宮記』の正月供御薬事に「主殿寮に仰せ・火爐を立て炭を置く」¹³⁹とみえる火爐も酒を燗するためのものであることが分かる。このように、正月の供御薬では慣例として、火爐を用いたらしい。『塵添・囊抄』に「元三の御薬り温むるたたら」¹⁴⁰とあるのも、爐は「たたら」であるから、火爐のことである。

燗酒の火爐の具体像は宴会における酒部所の鋪設に見え、台に据えて用いた。時代はやや下るが、鎌倉時代、鷹司兼忠の任右大臣大饗の酒部所指図に、中央に火爐を立つ(白木台あり)。其の中の鉢に灰を湛(ひた)し、炭を積み、鉄輪を立て、護子を居つ¹⁴¹とある。護子とは子(ひらかなへ)のことで、『和名類聚抄』には肉を煮る器とあるが、この場合は酒を温める器である。ここでは、火爐に炭を燃料とし、金輪を立て、そこに子を据えて酒を燗するのである。

こうした酒部所の火爐は『江家次第』の大將饗にも、酒部所帳一宇(其の東辺に酒罈一脚(割注略)を立つ。其の西に火爐台一脚を立て、火爐を居つ・・)とあり、平安時代からのものであるが、燗酒と關つて、元日宴会には「南廂西第二間を差して南に去り・北の台盤西頭に水盤并に黒漆炭取・火爐などを置く(近例見え)」「殿東軒廊に殿上の酒台を安ず・第二柱東に火爐を立つ。其の頭に台盤を立て、其の南の壇下に酒器を置く。第三間の北頭砌上に漿器を置き、其の北の壇下に火爐を立て、其の東に案を立て、其の東に水器を居つ」¹⁴²とある。前段の文は「近例見え」とあるので、過去に行われ現在は廃れたものであることを物語る。過

130 『延喜式』圖書寮の仁王会祭。玄蕃寮の仁王会祭にも香華案や行香案の記述がある。

131 『江家次第』卷第三、御齋会竟日の「唄師聲を發す」の頭書。

132 『山槐記』治承四年(一一八〇)四月二十一日条。

133 『延喜式』圖書寮の元日焼香祭に「大極殿前庭左右、火爐榻一脚を設く。官人四人各礼服を着、東西廊門より分ち、爐榻に当りて相對立す。御帷開き訖て、主殿先ず進み火爐を發す。寮官人左右各一人進みて榻下に就き、共に焼香し、一挙す。畢りて即、共に本列に復す」。

134 『小右記』永延二年(九八八)七月四日条、同書永祚元年(九八九)七月十四日条にも「今日より始め七ヶ日を限り、芥子を修せしむ」とある。

135 小泉末次郎『和漢薬考』(生生活、一八九三)芥子の項。

136 『玉葉』建久二年(一一九一)正月十八日条。

137 『江家次第』卷一、供御薬。

138 『延喜式』典藥寮の元日御薬祭。

139 『西宮記』卷一、正月供御薬事。

140 『塵添・囊抄』卷四の三一、造酒事。

141 『勅仲記』弘安十一年(一一八八)十月二十七日条。

142 『和名類聚抄』器皿部、金器、護(金扁)の項。

143 『江家次第』卷第二〇、大将宴、酒部所の火爐は、『兵範記』保元二年(一一五七)八月十七日条、『三長記』建久九年(一一九八)正月十九日条などにも見える。

144 『江家次第』卷一、元日宴会。まったく同文が同書卷一、七日節会装束や卷十、新嘗会装束にも見える。

去とは「延長二年（九二四）正月廿五日甲子、宇多院より若菜を内裏に奉られる」として「第八間南北に相並びて酒器台二基を立つ（割注略）。其の西北辺に風爐具・台盤を置く。西に羹具八足机二脚を立つ（割注略）。其の西に火爐一基・炭取などを立つ」¹⁴⁵とあるようなことを指すと見られる。この文では火爐のほかは風爐という置き炉も見え、火爐は羹机の脇、風爐具は酒器台の脇という位置関係に着目すると、古くは酒を燗するのに用いるのは火爐ではなく風爐であり、火爐は羹（あつもの）を煮るのに用いたと分かる。

ここに見える風爐は、後世の茶の湯に用いる風炉とは同じ言葉でも全くの別物である。史料に現れたものは少ないが、「風爐一具（正月四節・十一月料、余の節は設けず・）」¹⁴⁷とあるので、主に冬時に用いた器具である。「一具」とあることにより火爐と同じく組合せ器具であることが知られる。大嘗会の用物に白銅物として「風爐一具（下居を加う）」¹⁴⁸と見え、「下居」という台に据えた。「風爐一具（金扁）子四口、」（金扁一口）¹⁴⁹「風爐壹具（元子一に槽（金扁）を加う）」¹⁵⁰とするものがあり、櫛（金扁）子（あるいは元子）・槽（あるいは首（金扁））と組み合うものであることが分かる。櫛（金扁）子あるいは元子がいかなるものかは不明であるが、槽（金扁）は「をけ」「さかふね」という意味¹⁵¹であり、燗酒に用いる器具であることは間違いない。

風爐の燃料が火爐と同様に薪であったことは、『玉葉』に、「戌刻許り、人告げて云つ、女院御方寝殿内に煙満つ。然るに未だ其の焰見えざると云々。天井上、板敷下など、見廻せしむと雖も敢て之無し。疑うは風爐の薪煙か。遂に奇事無し」¹⁵²と載せる騒動からわかる。

風爐と火爐の間には、その用途の相違からくる構造や組み合う部品器具

の相違が若干はあったに違いないが、詳細はわからない。酒などの燗と関わって、宴会の場に登場する火爐が内宴の記事¹⁵³や神楽の記事¹⁵⁴に見かけ

る。『和名類聚抄』が火爐を灯火器の項に属させたように、台に据えた火爐は灯火としても用いた。正月最勝王経齋会の装束に「四具（仏座壇下の四角に置く。漆榻四脚・白銅火爐四口・）・・・燈油（主殿寮之を供す）、火爐火（主殿寮弁備し、寮童子之を供す。但し始終の日は寮官人之を供す）」¹⁵⁵とあるのがこれである。

【常居の火爐】 灯火・焚香・採暖・燗・病氣療養など各方面に用いられた火爐が、先の御所装束では厨子所・常御所・褻御所などに設備されていた。常御所・褻御所は平安時代後期には一般に寢殿北面をあてた¹⁵⁶ほか、子午廊に設けることもあった¹⁵⁷。このほか四条東洞院に新造した権弁亭にあつても、北妻を常居所と称して、そこに火爐を据えている¹⁵⁸。宇治小松殿では常御所に地火爐を設備したとあることから、ここに設備される炉は置き炉のほかは切り炉もあつた。

そもそも、褻御所とは晴御所に相対するものであるが、古代に成立した住宅におけるハレとケの概念について、川上貢は「ハレとは晴で正装的・儀礼的・公式的な意味を表現し、ケとは褻で晴に対して反対の意味をもつ略装的・日常的・私的な意味を表現し」「ハレの場所とは儀礼の場であり、接客のための場であつて、家人の他に外来者との交渉が行われる公共的性格がもたらされる。他方のケの場所は家人が日常の生活（食事・就寝・炊事・休息など）にあてられる場所」であり、平安時代後期、生活の場を律

¹⁴⁵ 『北山抄』卷三、内宴事。

¹⁴⁶ 『山槐記』 応保元年（一一六一）十一月七日条に載せる内侍所御神楽の指図。

¹⁴⁷ 『延喜式』 図書寮の正月最勝王経齋会装束条。

¹⁴⁸ 川上貢「ハレとケ」、『日本中世住宅の研究』、墨書水房、一九六七。

¹⁴⁹ 常御所の位置は、「御車寄廊三ヶ間」、『兵範記』 保元二年（一一五七）七月五日条、「東北子午廊」、『兵範記』 保元三年（一一五八）十月十六日条、「や、西北子午廊」、『兵範記』 久寿二年（一一五五）九月二十三日条にある。常居所は「寢殿北面」、『玉葉』 治承四年（一一一八〇）六月二十三日条にある。褻御所は「東北棟渡殿北面」、『為房卿記』 寛治五年（一一〇九）十月二十五日条、「西北子午廊」、『兵範記』 久寿二年（一一五五）二月二十三日条。「北庇西二ヶ間」、『山槐記』 治承四年（一一八〇）二月二十一日条、五条東洞院殿、「北庇三ヶ間」、『玉葉』 嘉禎三年（一一三七）正月十四日条などがあつた。

¹⁵⁰ 『兵範記』 久寿三年（一一五七）二月二十八日条。

¹⁵¹ 『西宮記』 卷二、天皇御賀の引用。これとほぼ同文が、『新儀式』 奉賀天皇御昇事にある。

¹⁵² 『延喜式』 では齋宮司の齋主定筆所請雑物条、造酒司の諸節供御酒器条、造酒司の諸節雜給酒器条、内匠寮の賀茂初齋并野宮装束条に（白銅）風爐がみえる。

¹⁵³ 『延喜式』 造酒司の諸節雜給酒器条。

¹⁵⁴ 『兵範記』 仁安三年（一一六八）十一月十日条に載せる、「大嘗会悠紀所注進御物目録事」と題する文書。

¹⁵⁵ 仁寿二年（八五二）四月七日付「尼證撰施入状」（東南院文書、『平安遺文』 一〇一〇号）。

¹⁵⁶ 貞観三年（八六二）十一月十七日付「宇治院資財帳写」（東南院文書、『平安遺文』 一三三三号）。

¹⁵⁷ 諸橋轍次『大漢和事典』（大修館書店、一九五七）「槽」の項。

¹⁵⁸ 『玉葉』 治承二年（一一七九）十一月六日条。

する概念として住宅様式に強く影響したとする¹⁵⁰。

そのようなハレとケの概念であるが、『兵範記』では、褻御所を「是、火く所なり」¹⁵¹とわざわざ解説するところを見ると、平安時代後期にあつても褻御所という言葉は明確な規定概念をもつて定着していたわけではなかつたようである。『兵範記』の解説は、褻御所の性格を公私の場合からではなく、単に火処として規定しているところに意義がある。この解説にしたがうならば、褻御所とは火焚き場であり、「ひたき」は火爐の訓であるから、褻御所は正しく火爐の場を意味する。火爐を配備する御所を褻御所・常御所などと様態を表す言葉を御所に付け加えて呼んでいるが、同じく平常の居室でありながら火桶を配備する場所は単に使用者の名を御所に冠するだけで主上御所・皇后御所・女御御所などと呼んでいる。両群の御所の間にいったいどれほどの差異があるのか、今ここで検討する余裕がないので、課題としてあけておく。

常御所・常居は東北地方などで居間を意味する言葉「ジョウウイ」の起源と言われている。「ジョウウイ」に設けられる炉「イロリ」と火爐がいかなる関係にあるのか、これも大きな問題である。

八 火櫃

【火櫃の初現】 火櫃は、『吏部王記』延長三年（九二五）に「件の座に葉貴、参議以上榻足机一双・侍従黒漆食床一双・下記等漆食床と云々。主殿火櫃を置くと云々」¹⁵²と見えるのが、管見する初例である。これは神今食（じんごじき）の儀式について述べたものであるが、それを引用する『西宮記』の仏名儀式にも、「内蔵（・・渡す所の雑物、火櫃・油（六升）・脂燭布（三段）・酒肴（・・）」¹⁵³と見える。仏名儀式は十二月に行うが、定め火櫃を用いたらしく、『北山抄』にも「法用の後、火櫃を給う」¹⁵⁴とあり、同じところに「天曆九年（九五五）十二月廿二日・衝重四合を以て菓子

等を給う。又火櫃を居う」と古記を引用するので、『延喜式』にはまったく火櫃の言葉は見えないものの、十世紀には確実に火櫃は存在し、儀式に例用されていた。

『枕草子』では、「雪のいみじう降りたりけるを・・おなじ人（兵衛の蔵人）を御供にて、殿上に入さぶらはざりけるほど、たたずませ給ひけるに、ひひつにけぶりの立ちければ、かれはなにぞと見よと、仰せられければ、見て帰りまありて『わたつ海のおき（沖・燠）にこがるる物みれば、あまの釣してかへる（帰る・蛙）なりけり』と、奏けるこそをかしけれ。蛙の飛び入りて焼くるなりけり（一八二段）とあるのが唯一で、しかもこの火櫃は能因本『枕草子』では「すひつ（炭櫃）」となっている。『枕草子』では炭櫃の言葉は五箇所¹⁵⁵に見え、火桶あるいは地火爐に相對する炉として登場する¹⁵⁶。してみると、火櫃は炭櫃とかなり近い関係にあることが推測される。先の御所装束においても、台盤所に設備する炉について、東三条殿や内裏では火櫃とあるのに、宇治小松殿では炭櫃となっている。火櫃と炭櫃の間には製品としての評価（「格」）の上下関係も考えられるが、炭櫃と火櫃が同一物を指している可能性が非常に高いことを示している。その炭櫃は、魚などを煮たり¹⁵⁷、酒を爛したり¹⁵⁸し、炉脇で睡眠もした¹⁵⁹。

【火櫃の燃料】 『枕草子』一八二段は前述のごとく同書における火櫃の唯一の用例である。その記述内容は、『玉葉』の風爐騒動の原型を見るよ

¹⁵⁰ 『枕草子』（段数は古典文学大系による）二五段・二八段・八二段・二〇一段・二九九段
段数は『日本古典文学大系』一九によつた。

¹⁵¹ 『枕草子』一五段・二八段。『禁秘抄』には「下侍三間、炭櫃有り」とするのに対して、「京

兆図」（『大内裏図考証』に引用）では「下侍西間・座の中間に地火爐を構う」とする。

¹⁵² 『沙石集』三。『散木奇歌集』九。雑、上、まつ（松、前）のす櫃にすることもなくて、かなは（金輪）というものたたるをみてよめる。いかにせむ、いつちゆけとも世中の、かなはぬさまそにる（似る・煮る）ものもなき。

¹⁵³ 『大鏡』中、閑院大将。なお、この文は「す櫃に銀の提子（ひさげ）二十ばかりを居ゑて」とあるが、一つの炭櫃に二十個ばかりの提子を使った（それほど炭櫃が大きかった）のでは

なく、提子を据えた炭櫃を二十組ばかり用意したと解釈するのが穏当である。）。

¹⁵⁴ 『古今著聞集』一〇。『方丈記』「枕の方にすびつあり。柴折り燭（け）ぶる因（よすが）とす。」とはすがたり。巻一。文永八年に「炭櫃のもとに寄り臥して寝入ぬ。・・これは障子の内の口に置きたる炭櫃の暫しは寄りかかりてありしが、衣引き被（かす）きて寝ぬる

後の何事も思分かである程に、いつの程にか、寝驚きたれば。」とはすがたり。巻一。二二、「寝所にこの人をば置き、障子の口なる炭櫃に寄りかかりて居たる所へ御婦こそ出て来たれ。」

¹⁵⁵ 川上眞「ハレとケ」（『日本中世住宅の研究』、墨水書房、一九六七）。

¹⁵⁶ 『兵範記』久寿二年（一一五五）二月二十三日条。

¹⁵⁷ 『西宮記』卷四・六月神今食の傍書に引用する。『吏部王記』延長三年（九五五）十一月十四日条。

¹⁵⁸ 『西宮記』卷六・十二月御仏名。

¹⁵⁹ 『北山抄』卷一、十二月御仏名事。

うであるが、火櫃から煙が立つのを見て、皆が一体どうしたのかと大騒ぎをした一件についてである。原因は蛙が火櫃に飛び込み燵で焼け焦げたためというささやかなものであったが、このような大騒ぎの背景には、火事に對して過敏になつていたことのほか、火櫃からは煙が立たないはずだという当時の火櫃に對する常識が働いていた。当時すでに、火櫃の燃料は薪ではなく、燵あるいは炭であつたのである¹⁷⁶。この点で、薪を燃料とする火櫃とは一線を画することができる。

火櫃はその初見ごろからすでに、炭など煙の立たないものを燃料としていたとすれば、火櫃と炭櫃はきわめて近い関係というよりは、一步立ち入つて、同一物を指していると思なせる。炭櫃は燃料に主をおいた呼称であり、火櫃は火処としての機能に主をおいた呼称である、と。

さらに興味あることは、炭櫃も火櫃も採暖具を意味する言葉「ヒホド」の当て字の可能性があるのである。これは、柳田国男が「ヒホドと謂つ言葉が・それが発音の六かしい為に、しばしばシボト・シビト・スピトなどといふ人があつて、歌や文学にも出て来るスピツという語と近くなつて居ます。そのスピツももとは炭櫃では無くてやはり火を焚くだけのホド、即ち火ホドを訛つたのでは無からうか¹⁷⁰と述べているのが参考となる。すなわち、古代にヒホドはシホドともスホドとも容易に変化しえたわけで、これを参考とすると、ヒビツもスピツもさらにはヒバチもみな同じ言葉「ホド」からの変化とみなすこともできる。その漢字への思い思ひの当て字が炭櫃であり、火櫃であり、のちの火鉢であるという見方もできる。古代の音韻については門外漢であるから、これ以上は立ち入らないが、その方面からの研究を期待したい。

【火櫃の実体】 史料に現れ始める平安時代中ごろの火櫃の実体については分からない。平安時代後期には「朱漆火櫃¹⁷¹」、火櫃四合(朱漆白木)¹⁷²

¹⁷⁰ もちろん、まったく薪を燃料としなかつたということではない。史料でも、薪を燃料とした事例も確認できる。『江家次第』巻十一、御仏名では「小舎人一人衣冠を著、時間下に燃火を居つ。公卿の脊を預かる。藏人薪を召す(殿上に於て火櫃を焼く)」とあり、ここでは明らかに薪である。

¹⁷¹ 柳田国男「火の昔」(同名書 実業之日本社 一九四四を『定本柳田国男集』第二巻 筑摩書房、一九六二に再録)。

¹⁷² 『兵範記』保元二年(一一五七)七月五日条。

「赤火櫃¹⁷³」などと赤漆塗りの火櫃が散見される。これによって、火櫃は木製漆塗りの外容器をもつ構造であることがわかる。この漆塗りの部分に泥絵という絵画装飾を施した例が、鎌倉時代、藤原道家の娘任子と藤原兼経の婚礼記事に見える。兼経亭(近衛殿)の女房局六ヶ間に各々「上口に高麗端帖を敷き、下口に紫帖(割注略)を敷き、黒染棹を釣り、泥絵火櫃・炭取などを置き、燈台を立て、椽・手洗を置¹⁷⁴」いた¹⁷⁵とある。泥絵とは、花鳥などを金泥や銀泥などで描いた絵のことである¹⁷⁶。

鎌倉時代、蜜絵装飾を施す火櫃が、中原国継の注進する大嘗会悠紀所の支度に「火櫃一合(火爐・火箸・匕など)在り。銀蜜絵¹⁷⁶」と見える。蜜絵とは染め出しまたは刺繍による鳥獸・草花の円形の文様をいう¹⁷⁷が、これは布地への装飾であるから、「銀蜜絵」とは銀系刺繍による絵文様と考えるのが常識的であり、火櫃の外容器をなす漆部分に對する装飾とは考えにくい。割注部分に「火爐・火箸・匕など)在り」と見える文に注目すると、同じ文書に「同(螺鈿)火取母一合(銀籠・金銅箸・匕・火爐在り)とあるものが、同じ支度で別人の中原国経の注進する文書に「火取母一合(銀籠・金銅箸・匕・同薫爐在り)」と見えるので、火爐＝薫爐であることは明白であり、しかもそれは火取(香を焚く炉を籠で覆つたもの)の部品名称であることがわかる。火取が火箸・匕・炉などの部品からなつていたことは、「火取一具(銅鉢・同匕・夾・竹籠在り)¹⁷⁸」「火取は籠・匕など)在り¹⁷⁹」などとあることによつても知られるので、先の銀蜜絵を施した火櫃とは、火取母を意味するに違いない。中原国継の文書では白銅物として「泥絵火桶二口(鉢・箸・匕在り)」とも記すので、事情は分からないが、中原国継は火取に對して火取母・火櫃・火桶という三様の言葉を用いているとせざるをえない。したがつて、先の銀蜜絵を施した火櫃とは、銀蜜絵を施した

¹⁷² 『兵範記』保元二年(一一五七)十一月二十九日条。

¹⁷³ 『兵範記』保元三年(一一五八)十月八日条、『玉藻』承元三年(一一〇九)三月二十三日条。

¹⁷⁴ 『玉藻』承元三年(一一〇九)三月二十三日条に、「東亥午廊・其の末に赤大櫃を置き、台盤所となす」とあるのも、赤火櫃であろう。

¹⁷⁵ 『玉藻』嘉禎三年(一一三七)正月十四日条。

¹⁷⁶ 大槻文彦『新編大言海』(富山房 一九五六)泥絵の項。

¹⁷⁷ 『兵範記』仁安三年(一一六八)十二月十日条、「大嘗会悠紀所注進御物目録事」。

¹⁷⁸ 『広辞苑』蜜絵の項。

¹⁷⁹ 『兵範記』久寿二年(一一五五)十一月一日条。大嘗会の調度。

¹⁷⁶ 『兵範記』保元二年(一一五七)七月五日条。御所の装束。

火取と言ひ換えるべきもので、通常の火櫃に蛮絵を施すことがあったとする例にはならないであろう。

火櫃は木製であるので、金物による装飾も施した¹⁸⁰。伏輪のある火櫃も見える¹⁸¹。伏輪とは、装飾と補強を兼ねた金物による縁取りをいい、どちらかと言えば金属など器厚の薄いものへの口金による縁取りを意味し、厚みのある火櫃の木枠に対してにはふさわしくない装飾であるが、確かにそういった装飾があったのであろう。火櫃と同一と見られる炭櫃について、「すひつ・するとち(炭取)にまき糸(蒔絵)ならひにかつ(冠)する事はとどむへし、たた、すみ(隅)のこかなもの(小金物)はつ(つ)へし¹⁸²とある建暦二年(一一二二)禁制の一文の裏では、炭櫃に蒔絵や冠すなわち伏輪を施すことが行われていたのである。隅を補強する金物は禁制でも用いることを積極的に勧めている。

この炭櫃については「長炭櫃¹⁸³とするものがあり、方形であることがわかり¹⁸⁴、「櫃」の字意を裏付ける。さらに朴(ほお)製のものがある¹⁸⁵。「蘇枋の大きいなる櫃に、銀の箸そへて、火を起こしつ、所々に据系たり¹⁸⁶とあるのは、蘇枋(すおう)製の火櫃をいうのではなく、赤漆火櫃の例を根拠として、蘇枋色(紫赤色・暗紅色)の火櫃(炭櫃)をいうのであるう。

【火櫃の用途】 火櫃が採暖として用いられたことは、内裏の殿上間に

180 『山槐記』 応保元年(一一六一)十二月十七日条、『広義門院御産愚記』 延慶四年(一一三二)五月二十一日条
181 『広義門院御産愚記』 延慶四年(一一三二)五月二十一日条、「御湯殿上に直して火櫃を置く(金物・伏輪など有り)。
182 『玉藻』 建暦二年(一一二二)三月二十一日条、ただし、文は『鎌倉遺文』一九二二号によつた。
183 『うつは物語』 樓上・上巻。『枕草子』一九二段。このほか『今昔物語集』巻第二六の一七(利仁の芋粥)に「長櫃に火多くあこして」とあるものや、妙法院本『山王絵詞』一〇に「中すひつの横座」とあるものも長炭櫃の誤記であろう。
184 『安齋雜考』『下之巻』には「すひつ」。古来の爐は隅違に切りたり。殿中抄に古図あり。夫故ヒシツとあり。スツはヌミツ也。すみちがひの義なり」とあり、隅違いの方形=菱形の炭櫃があったと説くが、図化法の個性による現象とも考えられる。
185 『兵範記』 保元三年(一一一五)十月十六日条。
186 『うつは物語』 蔵開下巻。

置かれた火櫃について「十月より三月に至る。四月に之を撤す」と記述することによつて知られる。これは『禁秘抄』の一文であるが、同書では火櫃と火桶を混用する例¹⁸⁷もあり、殿上間の火櫃も火桶のことかもしれない。

火櫃の利用法の一つに、樋口清之も指摘するが、温硯の用がある。冬の除目に出仕した九条道家が、「今夜硯水氷で書けず。時に男共を以て火を火櫃に置かしむ。之を取りて硯上に置きて書くの故実なり」と記すのが直接的な史料である。安徳天皇即位御所の殿上間の装束について「中門廊を以て殿上となす。・御倚子(割注略)を立つ。台盤(割注略)を立つ。日記辛櫃(割注略)を立つ。火櫃を居え、硯管を置く¹⁸⁸とある火櫃も、硯箱と組み合つて備えられているので温硯用かもしれない。

先に火櫃を配備する場所として示した台盤所は食事の配膳の場であり、そこに設ける炉は煮炊きの炊事に用いるものではない。しかし、単なる採暖用でもない。これは、その炉の記述のある日付が、二月五日・二月七日・二月二十一日・三月二十三日・五月二十一日・七月五日・八月四日・十月七日と、必ずしも春夏秋冬(十月・三月)に限らないことから推察できる。藤原道家は台盤所の火櫃について「冬時は朱漆火櫃(中を彫り鉢を居つ)二口、夏時は白木(火脱?)櫃一口を居つ由旧記に見ゆ。」¹⁸⁹と記す。冬時の火櫃と夏時の火櫃があったことや両者の相違についても分かる。配膳の場では、冬時のほか夏時にも用いたのである。

秋八月、法住寺御所の内御方台盤所の装束を「東西二行に紫端豊などを敷く。南中遣戸北辺中央に御膳棚一脚を立つ。西遣戸に削いて置物御厨子二脚(南北妻)を立つ。菓子六十合(割注略)、瓶子二口(酒を入れ、薄様を以て其の口を裏む)、青瓷鉢一口(薯蕷粥一口、柿浸一口(銀じ在り))、二行座末に火櫃二口・炭取一口(炭を積む)¹⁹⁰と記す。台盤所は単に配膳だけでなく、酒や薯蕷(やまのいも)粥・柿浸(かきひたし)の用意などもした。この台盤所にも秋八月であるのに火櫃が配備されている。これ

187 『禁秘抄』 殿上。一本は「四月より十月に至るは之を撤す」とある。内容は同じ。
188 『禁秘抄』 朝餉、「火火櫃なり」。
189 『玉藻』 承久三年(一一二二)正月十三日条
190 『山槐記』 治承四年(一一八〇)二月二十一日条
191 『玉藻』 嘉禎四年(一一三八)二月七日条
192 『兵範記』 仁安三年(一一六八)八月四日条

を用いるのは燗酒あるいはそれに類する粥の再加熱などの場合であつたことは想像にかたくない。

燗酒と密接に関連するものに除目時の「火櫃・衝重」がある。これは除目の行事が一段落した時点で火櫃と衝重を任官者に対してふるまい、勸盃する酒宴である。冬時の京官除目では長久元年（一〇四〇）の次第に「燈燭を供す。次いで大（＝火）櫃。次いで突重など。例の如し」¹⁹³と初見して以降、「はじめつかた、五位殿上人火びつをきて勸盃のことあり。蔵人頭つとむ。れいのごとし」¹⁹⁴とあるように、火櫃・突重を据えて勸盃するのが恒例であつたが、夏時の京官除目では「火櫃に於ては居つべからざるなり。兼て藤長朝臣に示した。去年八月京官之を置けり。失なり」¹⁹⁵と洞院公賢が酷評するように、火櫃は用いなくなつたようである。去年は誤つて用いたとあることは、裏返すと、除目でなければ、夏時の勸盃（＝宴会）に火櫃を用いることは自然であつたということである。

宮中の儀式では、先の仏名それに除目・叙位のほか、正月白馬節会¹⁹⁶・神今食¹⁹⁷・荷前（のさき）¹⁹⁸・大嘗会¹⁹⁹に散見し、また、部屋装束として、食事とは直接関係しない女房局や刀自例所・下侍などにも散見する。その用例は決して少なくないものの、何故か使用法を語る史料は少なく、列挙しえないうらみがある。

二 火桶

【火桶の初現】 火櫃は平安時代中ごろ（十世紀）の史料に出現しているが、火桶もほとんどそれに遅れず、平安時代中ごろの史料に散見する。その初現期の史料は『うつほ物語』に見える六例²⁰⁰や『枕草子』に見える一二例²⁰¹などである。大巻の『源氏物語』ですらわずか三箇所²⁰²に火桶が

みえるだけであるので、『枕草子』ではいかに多く話題のネタを提供しているかがわかる。日記類では、『小右記』正暦元年（九九〇）の亥子火桶²⁰³や、同書長保元年（九九九）に見える五節火桶²⁰⁴などが十世紀に遡る、早いほうの記事である。儀式書では、『延喜式』や『西宮記』にはまったく見えず、少し遅れる『北山抄』にわずか一例²⁰⁵見えるだけである。

古期の史料が日記・儀式書といった漢文体の史料には少なく、物語や随筆といった仮名文体の史料に偏つて多いという傾向は、火桶の用い方を反映しているようであり、火櫃が漢文体の史料に多いのと好対照をなす。ただし、火櫃の場合は、同じ器物を指す炭櫃が仮名文体の史料に散見してその補完をなすと見られるので、文体により火桶と火櫃が相対するのではない。

史料に出現した当初から仮名文体にふさわしい、つまり和風の採暖具として火桶は存在した。火桶の訓は「ひをけ」であり、「をけ」は桶・麻笥の字を当てたが、火麻笥とする用例は管見しない。麻笥は續（つ）んだ麻を入れる容器、桶は水や火を入れる容器、という相違が古くはあつた²⁰⁶が、『延喜式』では麻笥・水麻笥・水糞麻笥・持麻笥という用例と同一内容を指す桶・水桶・水糞桶・中荷水桶という用例が混在し、必ずしも桶と麻笥

段、二〇一段、二三三段、二九四段、二九八段、段数は『日本古典文学大系』一九によつた。

¹⁹³ 『源氏物語』初音、幻、椎本。

¹⁹⁴ 『小右記』正暦元年（九九〇）十月二十一日条。

¹⁹⁵ 『小右記』長保元年（九九九）十一月二十六日条。

¹⁹⁶ 『北山抄』巻五、大嘗会事の初日装束。

¹⁹⁷ 中田祝夫編『古語大辞典』（小学館、一九八三）をけの項。なお、この紡績と関連する火桶が奈良・春日大社の四の御殿に奉納する諸物に見える。これは、『中臣祐定記』嘉禎二年（一一二六）六月二十七日条の遷宮記事に「次で四の御殿、御弓十八張・御太刀四腰・

唐篋・御鏡台・タタリ・火桶・御鏡など、胡録一腰・箱など、奉り出す」、中臣祐賢記、弘安三年（一一八〇）二月十二日条、内大臣近衛家基の参行した遷宮記事に「御棚（カサリノ御棚）、直会殿と舞殿造合より神人樓門の前へ持参、彼御棚を備つる次第。先ず金蓋、次いで御鏡、次いで御太刀（御ツカ北）。次いで御銚（御ツカ西）。次いで御弓并に御矢。但し、

四の御殿御分は御太刀無きなり。御火桶・多々利之を加つ」とみえるもので、多々利と対になって出でくる。多々利が古代の紡績具「をけ」・たたり・かせい」のうちの「たたり」を意味するものであるならば、火桶とするものは「をけ」に相当するものであるうから、単なる紡いだ糸をいれていく容器であるうが、なぜ単なる桶ではなく火桶とするのか理由がわからない。もしも、多々利が「たたら」の訛りであるならば、たたら＝爐＝火爐であるから、火桶であつてもよい。この場合は「タタリ」の「火桶」「御火桶」の「多々利」で一語と見ること

も可能である。神前に火桶を供える事例は、寛元二年（一一四三）十一月日付「石清水八幡宮護国寺・極楽寺恒例仏神事注進状」（『鎌倉遺文』六四一〇号）にも見える。

²⁰⁰ 『うつほ物語』菊の宴巻に一例、蔵開中巻に三例、蔵開下巻に一例。

²⁰¹ 『枕草子』一段、一本二〇段、二八段、七六段、一〇四段、二二〇段、一八一段、一八四

¹⁹³ 『春記』長久元年（一〇四〇）正月二十一日条。

¹⁹⁴ 『建武年中行事』正月、あがためしの除目。

¹⁹⁵ 『園太曆』康永三年（一三四四）九月二十三日条。

¹⁹⁶ 『建武年中行事』正月七日条。

¹⁹⁷ 『西宮記』巻四・六月今神食条。

¹⁹⁸ 『江家次第』巻十一、荷前事。

¹⁹⁹ 『兵範記』仁安三年（一一六八）十二月十日条。

²⁰⁰ 『うつほ物語』菊の宴巻に一例、蔵開中巻に三例、蔵開下巻に一例。

²⁰¹ 『枕草子』一段、一本二〇段、二八段、七六段、一〇四段、二二〇段、一八一段、一八四

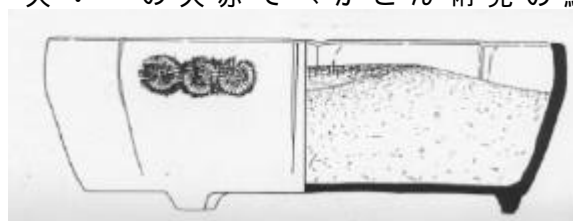
の字義の相違を厳守した用例とはなっていない。桶という漢字自体は、中国では古くからあり、「をけ」「かこ」「ます」の意味があった²⁰⁶。『和名類聚抄』にも桶は「和名平計。俗に火桶・水菜桶・腰桶等の名有り」「水を井に於て汲む器なり」²⁰⁸とあり、火桶という言葉の成立を考察する時に、桶という言葉の用い初めが目安の一つになる。『延喜式』以外での桶の用例は、延暦二十三年（八〇四）撰の『皇太神宮儀式帳』に銀桶・金桶合わせて三例²⁰⁹、延喜四年（九〇四）「僧平潜啓状」²¹⁰に桶、承平元年（九三二）「神護寺実録帳写」²¹¹に軸桶尻と見えるものが古い例である。皇太神宮儀式帳の用例が後世の書き改めによるものではなく当初からのものであれば、平安時代前期には桶の字が用いられていたことになり、火桶もその頃に遡って存在したとしても不思議でないが、確実な史料に接していない。

【火桶の実体】 『うつほ物語』には「沈の火桶・銀のほとき」²¹²とあり、火桶は外容器と火容からなる二重構造の容器であること、その二重構造は外容器は木製であっても火容は金属（銀）製であること、直接して火を盛る器部分である火容が平安時代中期には「ほとき」²¹³と呼ばれていたことが分かる。ただし、同じ物語に「火桶には沈を松皮色に彩（いろど）りて、内には黄金の塗物をしたり。鉢、銀を内黒に色どれり」²¹³と見える鉢（火容）について、これも銀製火容と理解するには問題点もある。それは「鉢、銀を内黒に色どれり」とある、内黒の意味である。これは別稿²¹⁴でも言及したが、内黒とは当時の土器（黒色土器）に見る内黒処理、器の内面と口縁の内外面のみを銀黒色に発色させる処理を指すとみられ、そうであれば、銀製容器の内面を銀黒色に発色させるというのでは屋上に屋を架すのと同じで意味が通じず、文中の銀とは銀製を意味するのではなく銀色を意味するとする方が、意味は通じる。この場合でも、そうした内黒処

理とは、銀製品の存在を前提にして、それに対する模倣として考案された処理方法であろうから、模倣の対象となる銀製火容の存在を否定はしない。当時に、銀製火容のほかにもそれを模倣した土製の内黒火容（考古資料でいう黒色土器の火容）が数多く作られたであろうことを指摘したいのである。これについては、火容を「ほとき」と記してあることと合わせ、火のところで改めて考えてみたい。

香木として珍重された沈香木を外容器とする火桶は、『枕草子』にも「沈の御火桶の梨絵したる」²¹⁵と見え、平安時代、宮中で用いた火桶は沈香木製のものが多かったようである。梨絵とは下地に蒔いた金銀粉を研ぎ出した梨子地の蒔絵のことである。先の『うつほ物語』に「黄金の塗物」と見えるのもそれに類するものである。調度品の裝飾技術としては当時の最高の技術の一つであった²¹⁶。もちろん蒔絵裝飾の前提としてそれが木製であったということがある。裝飾といえば、『枕草子』には「火をけはあかいろ・あをいろ。しろきにつくりえもよし」²¹⁷とあり、清少納言の好みとして赤色・青色・作絵の火桶をあげている。『うつほ物語』に松皮色に色どるといふのも、赤褐色のような色をいふのであろうか。この点では、火櫃・炭櫃に朱色・蘇枋色など赤系統の色が散見されたのと同じ傾向である。

絵火桶のほか、形態が円（筒）形ではない花形火桶・楕円形火桶それに実体の曖昧な板火桶などもある。絵火桶²¹⁸は後に述べる儀器であり、泥絵である。



²¹⁵ 『枕草子』一八四段。

²¹⁶ 『北山抄』卷五、大嘗会事にも「蒔絵火桶」が見える。

²¹⁷ 『枕草子』一本二〇段。

²¹⁸ 『兵範記』保元二年（一一五七）十一月十二日条、五節舞姫鋪設雜具に「絵火桶一口（六位など之を調進す）。同十六日条、五節所装束に「出火桶を居つ（頭中将信頼朝臣之を調獻す。泥絵常の如し。縁は赤地錦・伏組絲を押す。白粉を入れて灰となし、櫛を積みて炭となす）」、『兵範記』仁平二年（一一五二）十一月十一日条、絵火桶一口（鉢に綿を入れ灰となし、花を以て炭となす）。『兵範記』仁安三年（一一六八）十二月十日条、「泥絵火桶二口（鉢

²⁰⁷ 諸橋轍次『大漢和辞典』（大修館書店、一九五七）桶の項。
²⁰⁸ 『和名類聚抄』器部・木器、桶の項。
²⁰⁹ 『皇太神宮儀式帳』月読宮遷奉神財に「銀桶二口、瀧原宮遷奉神財に「銀桶一口（径一寸半、弘一寸）」、伊雑宮遷奉神財に「金桶二口（高一寸、径一寸半）」。
²¹⁰ 延喜四年（九〇四）「僧平潜啓状」（『平安遺文』一九二号）。
²¹¹ 承平元年（九三二）「神護寺実録帳写」（『平安遺文』三三七号）。
²¹² 『うつほ物語』蔵開・中巻。
²¹³ 『うつほ物語』蔵開・中巻。
²¹⁴ 第一章「火鉢の成立」。

花形火桶²¹⁹は、後世の史料である『三十二番職人歌合』に「花かたにや
 くら火鉢」²²⁰と見え、『枕草子絵詞』²²¹にその形態を知ることができる。
 円形ではなく、四花弁あるいは五花弁などの形にくびれが入るものである。
 木製の割り物と思われる。土製火鉢では鎌倉時代後半期に出現するが、そ
 の原型となる花形はすでに平安時代に存在したのである。楕円形火桶は、
 鳥羽上皇の石清水八幡御幸の際の黒木御所に置かれたもので、その御所の
 指図²²²に楕円形に描かれていることにより判明する。これも割り物である
 う。『栄華物語』に「あさましうおどろおどろ
 しう、袖口は丸み出でたる程、火桶ささやかな
 らんを据えたらんと見えたり」²²³とある一文は、
 単に衣服の袖口がちいさな円火鉢を置いたよ
 うに見えた²²⁴というのではなく、衣を幾重にも
 重ねた袖口の編の状態があたかも割り物の火
 桶、それも円形ではなく楕円形の木目のようであ
 ったとするほうが、より実感が湧いてくる。
 火桶は通常は木製の曲げ物や割り物を使用
 するので、これを板製と表現することはない。
 したがって、板火桶²²⁵とは、その外容器が、板を立てて側を捲く多荷桶で



219 『兵範記』保元三年(一一五八)十月十六日条 宇治小松殿での女御御在所の装束で、「御
 座の前に花形御火桶を居し」とある。
 220 『三十二番職人歌合』十三番「左(結おけし)。春はまつ柳のをけをいさ結て、かつし花
 をもめにあけてみむ。右(勝)火鉢つり。八重さくら名におふ京のものなれば、花かたにや
 くら火鉢かな。左、結桶師 哥合の題に花をとりてかつし花を、春の花の類なき色香によ
 みなさん事、柳の桶ゆひおほせてもきこえず、落題とまでは申へからず。正位には侍らぬに
 や。右、火鉢売 奈良の都の八重桜をよみてけふ九重の哥合の衆につらなれる。まつやさし
 く侍るに、火鉢のかたちをさへ、花かたにつくりいたして侍るは、心もたくみに詞もゆへあ
 るさまにきこゆ。右勝るへし」とある。
 221 『枕草子絵詞』第一八紙
 222 『兵範記』保延七年(一一四一)二月二十五日条に黒木御所と題して指図があり、その本
 文は日付を欠くが前日の二十四日と思われる条に、「火桶一口、灰取一口・已上著到殿料」
 とある。
 223 『栄華物語』巻四「冬に段」
 224 『平安朝服飾百科辞典』(あかね会編 講談社 一九七五)の「火桶ささやかならんの
 項」
 225 『兵範記』仁平二年(一一五二)三月八日条、『兵範記』久寿二年(一一五五)九月二十
 三日条。

あるか、あるいは板で組んだ箱であるかのいずれかを言つのである。板
 で組んだものであるならば、それは方形に違いないから、実体は火櫃であ
 る。

『堤中納言物語』に「邑久につくるなる火桶・折敷もいるべし」²²⁶と見
 え、備前・邑久郡産の火桶があったことが知られる。同時に産出する折敷
 は薄板を加工した製品あるから、邑久郡の火桶もそれに類する製品である
 ことを暗示している。ただし、邑久(おおく)は置火の「おく(置く)」の
 掛け言葉の可能性もあり、全面的には信用を置けない。

【儀器の火桶】 四節として別に考察する。

【更衣の火桶】 火桶は、その設備される部屋は、主上・皇后・女御の
 各御所や朝餉御所・塗籠(夜御殿)・弘御所などであり、居間・食事所・寝
 所などである。ここでは格別に食物の調理などを行うことはなく、そこに
 設備される炉もおのずから採暖を主とすると見られる。実際、弘御所に配
 備された火桶も「院御所御更衣の事・弘御所御火桶之を撤す」²²⁷とある
 ように、院御所更衣の記事に現れたものである。更衣とは職掌としての更
 衣ではなく、衣替えのことである。
 内裏などでは毎年四月一日と十月一日に夏冬の装束替えをするのが当時
 の習わしであった²²⁸。装束替えは平安時代でも中期以前に遡る年中行事で
 あることは『延喜式』に「凡そ、四月一日に冬座を撤し、夏の御座を供せ。
 十月一日に夏の座を撤し、冬の御座を供せ」²²⁹とあることや、『源氏物語』
 に「夏の御かたより、御衣がへの装束たてまつり給ふ」²³⁰とあること、左
 経記の「長元七年(一〇三四)に「内に参る。右衛門督、仰せを奉る。弁
 に仰せ宜陽殿を装束せしむ」²³¹とあることなどによって明らかである。そ
 の交替する装束の具体的な内容については、夏の更衣の場合は几帳帷・御

226 『堤中納言物語』よしなしこと段。
 227 『葉黄記』寛元四年(一一三八)四月一日条。
 228 『葉黄記』宝治元年(一一四七)三月十一日条に載せる「夏間倉人方恒例公事用途事」。
 229 『延喜式』掃部寮の四月一日条。
 230 『源氏物語』幻。
 231 『左経記』長元七年(一〇三四)十月一日条。

座・畳・燈檮などのほか囲碁具などであった²³²が、冬の場合には明確にしがたい。後の史料では、例えば『禁秘抄』に「火櫃一。十月より三月に至る。四月に至り之を撤す」とある。

この衣替えは内裏だけではなかった。石清水八幡宮にあつても、「四月一日。更衣御節、例節の如し。但し今日より御火桶を止め、御扇（団扇）を進む」十月一日。更衣御節、例節の如し。但し御供、奉備の時、今日より御扇を止め、御火桶を進む²³³とあるように、宮中の衣替えと同じ日に夏の衣替えを行い、それに伴って御供では、扇と火桶の交替があつた。その様子は「例節の如し」とあるが、元日の例節では外殿に祭る三所の御前に打敷・懸盤・飯・菓子・窪坏物・酒などと共に火桶を御抜具として供えている²³⁴ので、神前への供備物の一つとして冬節には火桶があつたのである。

もちろん、この石清水八幡宮の例をもつても、どの程度の階層にまでこのような夏の衣替え（行事）が浸透していたかは明らかとはいえないが、冬の火桶に対して夏の装束であつた、扇は平安時代前期に平安京でも各所から出土している。扇と火桶が無条件に夏冬の対になるとは言えないが、扇の普及と同じくらいは採暖具の普及を認めてよいであろう。

【火桶の活用】 「極寒の時節尤も有るべき事なり」²³⁵とされる火桶について、採暖以外の用途に病氣療養・薬湯の燗・香炉などがあつた。

『玉葉』に「御所に参る（仰せて云う、所労の由聞食す、定めて寒を痛み風心、と云々。即御所、火桶に火を生けられる。同じ注文など、甚だ和緩なり）²³⁶とあるのは、単なる採暖というよりも風心＝風邪を療養するものとしての用い方である。これに類するものとして、元日御薬の行事でも、「次いで為俊（衣冠）火を置きたる御火桶を持参す。次いで菓子（割注略）。次いで白散櫃（割注略）。次いで御銚子」²³⁷などに見える。行事の内容を考

えると、この火桶は薬湯を沸かす炉として用いるのである。元日の供御薬に火爐を伝統的に用いたことはすでに述べた。正月の準備として「御台二本（大小）、御盤（大二枚、小一枚）、御手洗椀一具、御火桶、炭取一口、燈台三本、樋台一具、大壺」²³⁸とみえる火桶も、単なる採暖用ではなく、節供行事に用いる必備品である。

次いで香炉としての使い方があつた。『うつほ物語』には六箇所ほどに火桶が登場するが、そのうちの二例は香炉としての使用である。その直接的なものは「宮の御前には御火桶据ゑて、火起して薫物どもくべて焼（た）き匂はして」²³⁹とある。別に「沈の火桶、銀のほとぎ、沈を火箸にして、黒方を鶴の形にて」²⁴⁰とある。黒方は各種の香を練り合わせて様々な形にこしらえたものであり²⁴¹、火桶は香炉の用である。

『源氏物語』に「夏の御すまひを見たまへば・・わざとめきよし（召来由）ある火桶に、侍従をくゆらかして、ものごとに「焚き」しめたるに、衣被（えび）香の香のまがへる、いと艶なり」²⁴²とある火桶も香炉の用で、侍従は香の名前である。『河海抄』も、「一説、薫物の火取の事也云々。案之普通火桶歟」とするが、香炉を火桶と呼んだということではなく、火桶も時として香炉に用いたとするのが実体であろう。採暖用ならば冬場にしか用いないものを、夏場でも用いる理由はこれにある。ただし、『河海抄』の文の火取を伏籠の火容の意味とすれば、それはそれで、火桶という言葉の成立²⁴³と深く関わった史料となる。

宮中に祇候する女官の仮名文には、火桶の灰に絵や文を書いて対話する記述がみえる。冬に火桶で採暖し、時をもてあまし、灰を整えている内にふと描いた絵がきつかけである。よく調じたる火桶の、灰の際きよげに

²³⁸ 『兵範記』仁平四年（一一五四）十一月三十日条。

²³⁹ 『うつほ物語』蔵開中巻。

²⁴⁰ 『うつほ物語』蔵開中巻。

²⁴¹ 池田亀鑑編『源氏物語事典』上巻、東京堂、一九六〇、黒方の項。伴久美の解説。

²⁴² 『源氏物語』初巻。

²⁴³ 伏籠の火容を火桶と呼んだ可能性がある。次田潤『大鏡新講（明治書院、発行年不明）では、『大鏡』大政大臣兼通に「冬は火おほらかに埋みて、薫物おほきに作りて、伏籠うち置き

て、裏に着給ふ御衣をは暖かにてそ着せ奉り給ふ」とある伏籠の注釈で、「これは火桶の上にかぶせて、衣服を乾かしたり、薫香を衣類にたき沁めたりするの用に用いる」と述べ、典拠は示していない（恐らく本文に「火おほらかに埋みて」とあることに依るか）が、火容を火桶と言ひ替えている。

²³² 『葉書記』宝治元年（一二四七）三月十一日条に載せる「夏間倉人方恒例公事用途事」。

²³³ 寛元二年（一二四三）十一月日付「石清水八幡宮護国寺・極楽寺恒例仏神事注進状」（『鎌倉遺文』六四一〇号）。

²³⁴ 寛元二年（一二四三）十一月日付「石清水八幡宮護国寺・極楽寺恒例仏神事注進状」（『鎌倉遺文』六四一〇号）。

²³⁵ 『東大寺要録』巻五の下、三論談義式。

²³⁶ 『玉葉』建久二年（一一九一）正月十八日条。

²³⁷ 『吉統記』建治三年（一二七）正月一日条。

ておこしたる火に、内にかきたる絵などの見えたる」²⁴⁴とある絵は、火桶の内側に装飾してあつた絵をいうのではなく、灰に描いた絵を言っているのである。「雪の降るを見出して、火桶に押しかかりて、灰まさぐりてみ給へる。いとをかしければ、対(むか)ひぬ給へるに『はかなく消なましければ思ふとも』と書く」²⁴⁵とあるのも、無言の対話として風情がある。絵や文を書くためには、書き消しが可能な灰を用いていることのほかに、書くに十分な大きさが求められる。坐の遊戯・対話行動として評価すべきであるが、こうした行動も、宮中という条件で初めて成立するもので、火桶が仮名文体²⁴⁶と和風と深く関わっているのも、この辺りに由来するのであろう。

【宴会・移徒の火桶】 仁平三年(一一五三)、平時範は新造なつた六条面の新居への移徒の次第を「正面より寝所に入り、鏡を室中に安ず。此の間、侍布脂燭を以て着け、前駟の松火を取り、塗籠の燈樓に着く。次いで其の辺に火桶を居え、生け付かしむ。三箇日之を消さず。次いで五菓・酒などを食す。松・柏・桑(草冠)・橘・栗を様器に盛り台一本に居う。蓋は中盤に居え、酒は銀の銚子に入る。女房陪膳。次いで家室に勧む。次いで饌を勧む。別に客人無し。子孫など五六人許りなり。・今の儀、故伯州の延久五年(一〇七三)七月四条東洞院家移徒の事、彼の日記に有り。其の例に准じなす所なり」²⁴⁶と述べている。

これは新居に入居する当日の寝室での儀式の「コマであるが、その要点は、燈籠への点火、火桶への火付けという二つの火に関する儀式があり、その後 五菓・酒などの食事、勸盃という手順である。平時範は、ことさら客人も呼ばずに家中の者だけでこの移徒行事を行っている。外に對して飾ることない、内輪だけの儀式であつたわけで、この点で、当時の移徒行事の根幹をなすもの、つまり同時に広く行われたものだけがとり行われたとも考えることができる。

新居に新たにまたされた火桶・燈樓の火は「不消火」として三日間燃やしている。火はその後、内膳²⁴⁷などに送られるという。「不消火」は移徒に

²⁴⁴ 『枕草子』一〇一段。

²⁴⁵ 『落窪物語』卷之二。

²⁴⁶ 『兵範記』仁平三年(一一五三)十一月十九日条。

²⁴⁷ 『中右記』天永三年(一一二二)十月十九日条、「火菓 夜大殿に入り、四角の燈爐に燃え付け、三箇日消せしむ。後に内膳に給ひ」。

限らず、婚礼の儀式にも見え²⁴⁸、婚礼の火は後に大炊殿²⁴⁹、大盤所²⁵⁰、膳所²⁵¹などに送られた。「不消火」はいわゆる忌火であり、その後の日常生活(「煮炊き」)の火として絶やすことなく引き続いて利用される。婚礼の火は、「婚礼の火合わせ」として婚姻史からも研究されており²⁵²、今ここでは深くは立ち入らないが、火桶は炊事用火種の保管の役割も果たした。藤原良経の長女の入内の際には、火桶ではなく火櫃と記されている²⁵³。このような 燈籠点火、火桶火付け、五菓酒食事、勸盃という手順で行われる儀式は移徒だけではない。宮中で毎年行われる春冬時の叙位・除目の際にも見える。

例えば、長久元年(一〇四〇)十二月二十日の京官除目では「即ち御殿油を供す(割注略)。少時火櫃を居つ(内蔵寮儲くる所なり)。又良久衝重を居え了。須く勸盃の事有るべし。蔵頭進むべきなり」²⁵⁴とあり、翌二十一日の除目でも「その後、火爐・衝重を給う。昨日の如し」と記録されている。この除目記事は、除目次第に火処が用意されたことを語る史料でも

²⁴⁸ 『山槐記』久寿三年(一一五六)三月五日条、「今夜姫宮 太子宮(一院第 宮 子なり。母儀は美福門院)に入る」の婚姻で、「次いで脂燭を夜御殿に於て燈樓火に差し、退出せしめ給う(割注略)。中門并に同廊中を経て、宿所に向わしめ給う。件の火三箇日の間不滅なり(火桶、生灰云々。又置油瓶不滅之云々。三箇日の後、進物所に送られると云々。『山槐記』応保元年(一一六一)十一月十七日条、藤原忠通の娘・首子の二条天皇への婚礼による内裏飛香舎の装束で、「南障 燈樓を懸け(割注略)下に御火桶一口を居う(是又となす。件火なり)・次いで右脂燭を取りて(割注略)、夜御殿に入り、燈樓火に燃し付く。・又其の下の火桶炭に生け付く(邦綱参入し之を生け付く。三箇日消さず。大炊殿に給わしめるなり)」。『玉葉』嘉禎三年(一一三七)正月十四日条、藤原道家の娘・任子の藤原兼経との婚礼による近衛殿装束に、「其の南の間、塗籠となし、其の中に燈樓を釣り、其の下に火桶を儲く(三ヶ日の間、不消の火となす。兼て此の用意有り)」。

²⁴⁹ 『山槐記』應保元年(一一六一)十二月十七日条、「又其の下の火桶炭に生け付く(邦綱参入し之を生け付く。三箇日消さず。大炊殿に給わしめるなり)」。

²⁵⁰ 『長秋記』元永元年(一一一九)十月二十一日条、「残る脂燭は大盤所に給う(彼の所に於て、不消件火付灰と云々)」。

²⁵¹ 『兵範記』久寿三年(一一五六)二月二十八日条、「件火付けは膳所沙汰人と云々」。

²⁵² 高群逸枝「女性の歴史」(講談社文庫 一九七二)。江守五夫「日本の婚姻儀礼における『火』と『水』」(『日本の婚姻』、弘文堂、一九八六)。玉腰芳夫「通過儀礼とすまい」(『古代日本のすまい』、ナカニシヤ出版、一九八〇)。

²⁵³ 『玉葉』承元三年(一一〇九)三月二十三日条、「御息所宿廬に向かい、塗籠内に入り、燈樓油盃を付く(割注略)。坐して付す。兵衛督其の下に於て火櫃。扈從女房夜間火取を置き、薫を焼く」。

²⁵⁴ 『春記』長久元年(一〇四〇)十二月二十日条。

古い部類である。数多く見られる除目記事のほとんどでは火櫃として²⁶⁵が、この史料では儀式に対応する置き炉の名称が一定せず、火櫃と火爐の二つが見える。その理由不問として、この除目記事でも、御殿油への点火、火櫃（火爐）の用意、衝重の給与、勸盃という手順で、除目が一段落ついた後の宴会を行っていることを確認できる。衝重は史料によつては饗饌とも見える²⁶⁶。

移徒・除目などでは 灯火、置き炉、飲食、勸盃という流れで、宴会・酒宴が行われたことは確かである。移徒と除目はなんら関係のない行事・儀式であり、そこでの宴会次第が共通するということは、古代の宴会の基本を示していると言える。古代の宴会に置き炉が積極的に関わっていることを合せて指摘した。

ホ おわりに

平安時代の置き炉には、性質の異なる燃料との対応から二群の炉があった。一群は煙の立つ燃料（薪・柴）を燃やす火櫃である。もう一群は煙の立たない燃料（炭・燠）を燃やす火櫃・火桶である。これに加えて特殊な燃料として香木があり、これは当然ながら煙が立つが、火櫃・火櫃・火桶のいずれでも焚いた。

煙の立つ燃料は、燃やす時に火粉も飛び散るのであるから、それに用いる炉は必然的に大きなものにならざるをえないし、反対に煙の立たないものは火粉の飛び散りも少ないのであるから比較的小さな容器で済む。煙の立たない燃料はその最大の利点である煙煤の少なさのほか、火力も劣らず、かつ燃焼の持続性に富むので、評価がより高いのは当然であるが、当時はその生産も限られ、特に、薪の残り炭としてえた燠ではなく、本格的に築いた窯で焼いて作った炭は貴重で高価であった。このことからしても、煙の立たない燃料を燃やす炉がより新出の炉であり、同時に、より上位の階

層にその使用が集中する結果とならざるをえない。

火櫃はより旧来で、一般階層に至るまで広範な使用を想定でき、これに対して火櫃・火桶はより新来で、上位階層の使用にかかるものとする事ができる。とは言え、こつした各種の炉は、儀式書あるいは日記類さらには宮中や上位階層の周囲のできことを題材とすることの多い物語・随筆といった、明らかに上位階層の手になる史料の中に見えたものであるから、おのずから上位階層の使用にかかる炉が史料としても多くなるのは当然である。その意味で、火櫃・火桶は当時では上位階層の置き炉であり、とりわけ国家の費用で製作した五節の火桶が、度重なる過飾の禁止に関わらずその度合を増していったのは、一つの方向を示している。

この上位指向の調度としての炉に対して、底辺指向の家什具としての炉とでもいべきものもあつたに違いない。その役割を演じたものが火櫃それに火櫃の一部にあつたとみられる。

²⁶⁵ 例外的に、『中右記 天仁元年（一一〇八）十一月二十日条に「火桶・高麗物などを居つ」とあるが、これは前々日の日記に神楽行事で火桶の記述があり、それにつられて誤記したものが。

²⁶⁶ 例えば、『中右記 嘉承二年（一一〇七）十一月二十九日条、「此の間、殿下家司職事火櫃を居つ。又饗饌を居つ（割注略）。藏人頭内蔵頭為房朝臣勸盃」。単に饗ともある。『兵範記 仁安三年（一一六八）正月十日条、「議始む。火櫃を居つ。次いで饗を居つ。頭中将勸盃」。

四節 風流の置き炉

【要約】 平安時代後期、置き炉は工芸的な発展をとげたが、当時の風流の風潮のもとで外見を重視した儀器化も進行したと予想される。それを史料に基づき確認する作業を行う。炉の炭・灰を櫛・お白いという化粧具で見立てる風流に着目し、その記事の散見する五節の贈答記事を中心に火桶と櫛について分析する。贈答という行為を介して調度火桶・実用薫炉から見立ての炉に推移することを確認する。見立ての進行には多彩な意味の櫛が深く関与し、炉を含めた見立ての造形を風流の櫛と称したことも明らかにする。

イ はじめに

平安時代、置き炉は単構造の炉から（史料に火桶・火櫃など見える）二重構造の炉へと発展した。それにつれて、炊事具としての用途を失い、採暖具としての用途に収束していった。炊事に用いるためには炉に金輪など火器支持物を据えることが必要であるが、単構造ではそれが可能であるのに対して、二重構造ではそれができにくいという構造上の原因に加え、平安時代に入って飛躍的に進んだ住家の床構造の変革を伴う都市生活の充実が、床上の生活に対処する採暖の炉の需要を生み出したからである。二重構造の置き炉は、やがて宮中を飾る季節的な調度として普及し、夏の扇に対する冬の炉として、その交替は更衣（ころもがえ）という年中行事として確立した。

採暖に用いた置き炉は季節的かつ日用的な用途であるために、史料の正面に出ることは概して少ない。考古資料でも、よほどの形態上の特徴あるいは使用上の特徴の痕跡がない限り用途の特定ができていくこともあって、炉の認定すら進んでいない現状である。それ故に、置き炉の発展に関する知見も断片的とならざるをえない。当初は火床となる火容を桶・櫃といった容器に納めただけの素朴で実用的なものであったと見られるものが、平安時代後期・鎌倉時代ともなると、蒔絵や金物で飾ったきわめて技巧に走った置き炉に向上したことは、絵巻物からその具体像を知る²⁵⁷だけでなく、

法制史料²⁵⁸でも過差の禁制に置き炉の一項がしばしば加わっていることにより窺える。

そのような調度としての工芸的な発展の原動力は、もちろん、宮中という、当時の富の集積する場において、それが多く用いられたことにあるが、加えて、当時、調度の競い合という風潮もあつたことを見逃すわけにはいかない。先の過差の禁制も、対象の莫然とした禁制ではなく、賀茂祭・五節・灌仏さらには稻荷・日吉祭や祇園御霊会といった観衆の多く集まる、見せ物興業的な要素を多分にもつ年中行事に関わつての禁制であることに留意したい。年中行事における観衆を意識した競い合いが調度の発展を促したとも言えるのである。それ故に、こうした行事に詠えた調度は実用というよりも見た目を重視した儀器としての性格を多分に帯びざるをえず、置き炉にあつても工芸的な発展という実の面と単なる修飾に留まらない儀器化という仮の面の二面的な進展の方向を採ると予想される。そこで、置き炉の史的発展を見据えて、儀器化の進行を確認する。

ロ 見立て

『明月記』建仁三年（一一〇三）十二月十日条に、「宇治の間の事、有長朝臣に問ひ、少々不審を散ず」という書出しで、おそらく、去る十二月四日に行われた後鳥羽上皇の宇治新御所への移徒に関連して手配されたと見られる御所装束の詳細な記事がある。そこには、炉その他の調度について風流とする記述が見える。すこし長文ではあるが、それを抜き出すと以下のようなものである。

「寝殿の西北、卯酉の屋を以て、台盤所となし、風流の壺厨子一脚を立て（花田の唐綾二段を以て、之を造る）。

厨子の上二層に、風流の菓子十合を居う（錦を以て折櫃を造る。色々の錦の護り袋二つを以て、紙立となす。護りの小緒を以て、折櫃の口并に帯

²⁵⁸ 禁制は度々あつたようであるが、寛喜三年（一一三二）十月の禁制（『鎌倉遺文』四二四〇号）にそれまでの主要な禁制を「遠くは則ち保延・保元の制に随い、近くは又建久・建暦の符に任せ、嘉祿の始に禁綱を又加つ」と列記する。『史部主記』天曆元年（九四七）十一月十七日条。保元二年（一一五七）十月八日宣旨三十五条（『兵範記』）。『玉葉』文治四年（一一八八）四月十八日条。『三代制符』建久二年（一一九一）三月二十八日後鳥羽天皇宣旨（『鎌倉遺文』五二六号）。『百鍊抄』寛元元年（一一四三）十月二十四日条。

をなす。一合別に色々の唐の綾、御綾二段を以て種々の菓子を作る。厨子の中に生綾六十疋(単文十疋宛を加ふ)・長絹廿五疋・紅絹廿巻(袴十の料)を納む。

厨子の前に風流の炭櫃を居つ。女房の装束、裳・唐衣・懸帯・護り袋・

薰炉	沈(灰)	黒方(炭)	『うつほ物語』あて宮
(形見)	白い物	螺細櫛・扇	『落窪物語』巻之四(二例)
蓬萊	白き物	反櫛	『紫式部日記』寛弘五年十一月二十一日
(化粧具)	粉	薰・細櫛	『左経記』寛仁四年十二月十八日
(化粧具)	白物	薰物	『小右記』万寿二年十一月九日
薰炉	白物	焼物	『左経記』万寿三年十一月十一日
(調度)	白物	焼物	『左経記』長元四年十一月十四日
きり火桶	銀		『今物語』藤原頼長・源頼政
歌給薰炉	梅(雪)	柳(煙)	『後二条師通記』寛治六年十一月二十二日
絵火桶	綿(灰)	花(炭)	『兵範記』仁平二年十二月十二日
出火桶	白粉(灰)	櫛(炭)	『兵範記』保元二年十一月十六日
風流炭櫃	白物(灰)	櫛(炭)	『明月記』建仁三年十一月十日
風流火取	白物(灰)		『明月記』承元元年十二月二十九日
按察火桶	白物(灰)	櫛(炭)	『明月記』建保元年十一月十二日
			(備考・括弧内は見立て、は五節記事)

同じ緒の小緒等を以て之を造る。白き物を以て炭櫃となし、女房の手箱・物具等を炭となす。櫛十束、蒔絵の鏡筥、同じ白き物の筥、齒黒の筥(下、敵(いかめ)しき粧具各々十之を積む。

銀の薰物の筥三に薰物・麝香両三裏を入る。紅薄様を火鉢となし、下に

綿五百両を納む。其の傍に風流の炭取を置く(紺の唐綾一反を以て、炭取となす。様々の目を以て、小袖の面甘を結び、炭となす)。

この一文では、食物であるべき菓子を布で造っていること、炉の一種であるべき炭櫃(の灰)を化粧に用いるお白いで造り、そこに燃やすべき炭を櫛・鏡箱・化粧具箱などの女性の持ち物で見立て炭櫃(の灰)の上に積んでいること、香炉の火容を指す火鉢を紅薄様(ここでは紙ではなく衣裳か)で見立てていること、本来ならば燃料用の炭を入れておく炭取を布で見立て、炭自体も小袖を束ねたものであることなどに注目すべき点がある。この視点で読み返すと、壺厨子も実際のものではなく、布で見立ててあると気付く。見立ての調度は、香炉に表現を欠くほかは風流の菓子・炭櫃・炭取・壺厨子と記す。当時、調度の見立てを風流と称していた一例である。

これとよく似た見立ての記事が同じ『明月記』の建保元年(一一二二)十一月十二日条にある。年中行事としての五節に関する記事であるが、そこには、「風流の櫛等、構へ出して之を送る。按察の火桶(錦を押し、櫛を以て炭となし、白い物を以て灰となす。櫛廿之に入る)、炬屋(櫛を以て其の上を葺き、松皮となす、薄様を以て立部となし、男一人其の内に居り。花田の薄様を以て衣となし、紅の薄様一つに結び火となす。前に在り)」とある。この一文を引用して、江戸時代の風俗考証家・岩瀬百樹は「按察火桶とは大なる火鉢の事、これを錦にて押(はり)、櫛を炭とみせ、白物を灰と見せたる」と解釈し、さらに「是は五節の舞姫に公卿たちのおの風流をつくし、引出物として帝の御前ちかきあたりへかざりおき、舞はててのち舞姫にとらするなり」と解説する²⁵⁹。岩瀬の解説によって『明月記』の記事の概要を理解できるが、付け加えると、別に炬屋(ひたきや)の表題で造形を一つ用意し、そこでは櫛を炬屋の松皮屋根に、各種の薄様を立部・男性の姿の人形の衣・燃え火に見立てたのである。

こうした見立ての風流について、岩瀬は「俗にいへばおもひつきのかざり物という事」と断じている²⁶⁰が、見立ての炉を構成する炭・灰について

²⁵⁹ 岩瀬百樹『歴世女装考』。

²⁶⁰ 風流については、芸能史の視点から多くの論考があり、都鄙の間での優越的感覚としての「風雅(みやび)」から芸能としての「延年風流」が生まれる過程を語るものとして、見る者を意識した過度の華麗な装束の風潮として風流が位置付けられ、新興の都市民の間に成長してきた美意識と評価されている(芸能史研究会『日本芸能史』二(法政大学出版会、一九八二))。

各々櫛・お白いという、主に女性の扱った化粧具で当てていることを指摘できる。火を扱う置き炉と女性の化粧具がどのような理由で結び付くのであろうか。

櫛・お白い²⁶¹に注目し、それらによって構成あるいは造形される火処とその関連記事を拾いあげ、年代順に示すと表のようである。以下この表に即して、対象とする時期を『兵範記』・『明月記』という新しい年代（以下新期とする）と、それよりも古い年代（古期）に区分する。各時期を通じて、灰はお白い・銀・綿といった白系統の色彩、炭は花を除くと黒方・櫛といった黒系統の色彩というように、素材の色彩が選択の要素の一つになっていることを知る。

櫛に注目すると、炭の見立てとするのは新期であり、それまでは蓬菜の造形（見立て）あるいは化粧具として現れる。炭の働きである燃料という視点で見れば、櫛が化粧具として見える古期には黒方・焼物といった薫香がお白いとともに見える。花を薫物に混ぜて焚くことがあった²⁶²ことの反映として、花を炭とする見立ても確認できる。薫香と組み合う古期の薫炉は見立てというよりも、実用のものであると考えるとよく、当時にお白いを灰とする香炉が存在したと見てよい。古期・新期を問わず薫炉を贈った記事が散見されるが、その実際にはこのようなものもあつたに相違ない。出現する時期差から判断して、櫛・お白いで見立てられる火桶の原型が同じ

²⁶¹ お白いは、史料によっては白き物と白粉がある。お白いに関する和漢の史料を考証した久下司によると、この二つはその原料の相違から厳密に区別すべきものであり、鉛粉と包括されるお白いのうち、白粉（はぶに）は鉛白を原料とし、白き物（はらや、と後に呼ばれた）は水銀を原料とするものであつたという（久下司『化粧（もの）と人間の文化史四、法政大学出版局 一九七〇）。鉛粉を原料とするお白いとは別に、餅米を原料とするお白いもあつた。『延喜式』典業寮に白粉を造る料として糯米以下を挙げているほか、中国の「急就篇」にも脂粉について「粉は鉛粉及び米粉を誦う。皆以て面に打ちて光沢を取るなり」（久下司同上）とあり、和漢を問わず存在した。糯米は『和名類聚抄』に「毛知乃与弥（もちのよぬ）」とあるように餅米のことである。お白いとは言つても、食して有害な鉛粉もあれば、食用のものである餅粉もあつた。風流の炉に關つて、灰の見立てとして見えるお白いは、必ずしも鉛粉とは限らず、糯米を原料とする場合もあつた。『うつほ物語』あて宮では毎年二月二十日の年初の庚申にお白いをご飯に混ぜて食することを語る。「源中将のもとより沈の破子十疋、入れたる物、飯には白粉（しろいも）ふるひ入れあへものとして」、敷物、袋などめでたうして奉れ給へり」とある。また『うつほ物語』蔵開上に、産後七日の産養の贖物に「合せ薫物三種・白き物入れたり」もある。

²⁶² 『今昔物語集』巻第十三の四十三に「花枯れぬれば取り集めて薫きものに交せて匂ひを取れり」とある。

火処の一つである香炉にあり、櫛・お白いといった見立ての素材は女性の化粧具からその色彩を加味して選ばれたものに違いない。

だが、これだけでは実用の香炉から見立ての火桶が派生した状況は分からない。見立ての対象となる炉、とくに火桶と見立ての素材として選択された櫛の両方について当時の実体を明らかにする必要がある。その際に、先の表の記事のうち半数が五節という行事に関するものであること、それに贈答という行為に關つて炉が登場することに留意したい。

八 贈答の火桶

五節は、新嘗祭（あるいはその一代一事としての大嘗祭）の一連の行事として、その最終日に行われる豊明の宴の席上で披露される女性（舞姫）による五節舞を頂点とするその前後の数日にわたる行事である²⁶³。この五節の行事に、火桶という置き炉が調達された。舞の儀式に直接用いるものではなく、舞姫の晴れ姿を殿上人に披露する五節所に鋪設された畳の脇に据え置くものである²⁶⁴。畳は舞姫の着座するためのものであり、行事が中冬という厳しい冬の最中に催されることを想うと、火桶の鋪設の理由も採暖にあることは言うまでもない。この火桶は、いくつかの史料²⁶⁵に出火桶（いだしひをけ）と見え、五節の置き炉について特に呼び習わされた名称をもつていた。

出火桶の実態については「泥絵常の如し。縁は赤地錦・伏組絲を押す。白粉を入れて灰となし、櫛を積み炭となす」²⁶⁶とあり、短い文ではあるが、出火桶を風流に作るものがあつたことや、その具体像がわかる。炉の外容器の仕様は泥絵を施した絵火桶²⁶⁷が通常であつたという。この史料で

²⁶³ 五節の解説として石村貞吉『源氏物語有職の研究』（風間書房 一九六四）五節の項を挙げた。

²⁶⁴ 『雅亮装束抄』、『兵範記』保元二年（一一五七）十一月十二日条に指図あり。

²⁶⁵ 『兵範記』保元二年（一一五七）十一月十六日条、『康平記（定家朝臣記）』康平三年（一一六〇）十一月十七日条、『雅亮装束抄』。

²⁶⁶ 『兵範記』保元二年（一一五七）十一月十六日条。

²⁶⁷ この出し火桶と同一と見られるものについて保元二年（一一五七）十一月十一日条では絵火桶（六位など之を調進す）と記し、火桶でも泥絵を施すものは絵火桶と呼ばれたようである。『兵範記』仁安三年（一一六八）十二月十日条の泥絵火桶、『兵範記』仁平二年（一一五

は、縁には赤を基調とし、二種類の撚りの糸を撚り合わせたものを縫いつけた伏組糸²⁶⁸で飾った錦を張っている。絵巻物に見る大和絵を飾る円形置き炉と大差ない。「頭中将信頼朝臣之を調献す」²⁶⁹「六位など調進の内」²⁷⁰などと注すものがあり、舞姫献上の官司に対して縁者・配下の者が特別に調進したものであった。

出火桶は行事の終了後に舞姫や大歌師など大役を果たした行事参加者に禄として分配するのが習い²⁷¹で、古くは『小右記』長保元年（九九九）に「五節几帳四基・火桶舗設など宮御方に分ち奉る。又、火桶などを處々に送る。菓子・魚鳥などの類同じく奉る」²⁷²と見える。この年、『小右記』の筆者、藤原実資は藤原道綱・藤原済家・平生昌と共に舞姫の献上官司の任に当たっており、献上官司による調度の火桶の贈答例である。

長保元年の史料には吟味すべき問題点がある。それは「又、火桶などを處々に送る」という部分である。この火桶を五節の調度と見るか、それとも文中に菓子・魚鳥と見える食物と関わって用意されたものと見るかによって、五節での火桶の贈答の評価が異なってくるのである。

これを考察する手がかりは、中冬の五節と並ぶ初冬の行事である亥子餅の行事にある。亥子餅の行事は民間の収穫祭に起源し、その祭日に参集者が餅を食して楽しむ事に始まった²⁷³。やがて、互いに餅などを贈りあつて食べる行事として定着し、餅だけではなく、『源順集』に「火桶にもちひくだもの盛りて、うちの女房どもにつかはす」²⁷⁴とあるように、果物や火桶までも合わせて贈った。

初亥日よりはだいが遅れた日付（十月二十一日）の記事ではあるが、『小右記』正暦元年（九九〇）に、「対の御方（＝藤原国章の娘、綏子の母）依

り消息。調火桶二口・箸など之を送る。鉢盛物（松の実・餅などなり）。尚侍聊か餅の経営有り。其の事に依るか」と見える。ここに見える鉢は食器としての鉢ではなく、火桶の火容としての鉢と考えるのが自然であり、松の実も燃料にも用いたが食料として松の実を挙げる史料²⁷⁵に依拠して食物と見る。「其の事」とは、直接には、食物を盛った火桶を送った行為を指すのであるが、間接には、亥子餅のような贈答行事を指すのである。この食物を盛り贈答した火桶は食物全般に対してではなく、餅と強く結び付いていることに留意すべきである。餅の贈答あるいは会食にまつわる行事は亥子餅のほか、三月三日の桃花餅（草餅）や五月五日の五色粽を始め、生誕五十日や百日の祝い・戴餅・結婚三夜の餅・定考の餅燄などいくつかある²⁷⁶が、亥子餅などという冬の行事に限って火桶という置き炉に盛って贈答する風習があったのは、贈答の容器としての火桶が、季節的な採暖を兼ねて、餅の加熱調理に使用される意図をもっていたからに違いない。民俗例として「囲炉裏の灰の中にたつぷりと埋めて焼き、灰をたたいておとして食べる」方法の焼き餅があり²⁷⁷、古い時代からの食べ方とされている²⁷⁸。餅を焼くための灰は別に囲炉裏の灰でなくとも置き炉の灰でも可能であり、平安時代当時、贈答の容器である火桶でそのような食べ方をしたと想像しても不当ではない。採暖のために火桶に寄り集まった者が会話を楽しみ、埋め火を起こしつつ、餅を焼いて食する場面が冬の光景として想像される。

以上のような食物を盛り贈答する火桶と、先の『小右記』長保元年の記事を比較検討すると、「又」以下では火桶と食物を別々に記述し、その行為も「送る」「奉る」と使い分けている。それに菓子・魚鳥とはあるものの餅についての記述がまったくない。従って、火桶を容器としてそれに食物を盛り付けて贈答したとは理解しにくい。「又」より前の調度の分配の割注として、「又、火桶などを處々に送る」の文を考えるべきで、調度の几帳・火桶及び菓子・魚鳥を宮御方に奉ったほか、調度に用いた火桶のいくつかを各所に送ったと解釈すべきである。この記事に見える火桶はすべて調度であったのである。

(一)十二月十二日条の絵火桶も同趣である。²⁶⁸ 伏組糸とは「左縫（＝撚り）の糸と右縫の糸とを合わせて、それを伏せて縫い付ける」（『花物語』日本古典文学大系全集、岩波書店、一九六四）巻第八の松村・山中の注）ものをいう。あるいは、差組に唐組啄木組を以って刺し、四隅に揚巻結の紐を垂れるもの（江馬務、日本住宅調度史、『江馬務著作集』第五巻、中央公論社、一九七二）
²⁶⁹ 『兵範記』保元二年（一一五七）十一月十六日条。
²⁷⁰ 『兵範記』保元二年（一一五七）十一月二十日条。
²⁷¹ 『小右記』長元五年（一〇三三）十一月二十日条、『兵範記』保元二年十一月十九日条、『玉葉』元暦元年（一一八四）十一月二十日条。
²⁷² 『小右記』長保元年（九九九）十一月二十六日条。
²⁷³ 山中裕『平安朝の年中行事』（塙書房、一九七二）。
²⁷⁴ 『校註国歌大系』第二巻（国民図書、一九三四）に収める「源順集」による。

²⁷⁵ 『小右記』長元五年（一〇三三）十一月二十六日条。
²⁷⁶ 篠田統『米と日本人』（『食の風俗民俗名著集成』、東京書房社、一九八五）を参考。
²⁷⁷ 小泉武夫『灰の文化誌』（リポロポート、一九八四）。
²⁷⁸ 柳田国男『火の昔』（実業之日本社、一九四四）。

見立ての火桶が登場するよりも古く、平安時代半ばから平安時代後期の古期にかけて、薫炉の贈答とともに、調度の火桶の贈答も行われていた。先に、櫛の見立てに注目して、実用の薫炉から見立ての火桶が派生することを見たが、火桶そのものに注目すると、調度の火桶から見立ての火桶が派生したと言える。

二 風流の櫛

平安時代後期、五節に舞姫を献上した官司は、同時に「此の日、棚所々に進む（院・殷富門院・姫宮等なり）。内・中宮・八条院・七条院（已上）去夜之を進め了ぬ。或は又櫛を進む」²⁷⁹などがあるように、櫛（それに櫛）を関係先（天皇・上皇以外は主に女性）の各所に献上する慣習があった。献上官司でなくとも女性に請われるままに贈ることもあったが、そのような方が当初からであるのか、献上官司から他への拡大行為であるのかは定かでない。いずれにせよ、五節では舞姫などの理髪あるいは髪飾りに用いる櫛²⁸⁰だけではなく、関係者への贈答に用いる櫛もあつたのである²⁸¹。ただし、贈つた櫛は本物だけではなく、「白き薄様の、色々の櫛を書きたるに（和歌を）書いて」²⁸²とあるように、紙に描いた櫛でその代替とする場合もあつた。当時、櫛の実体いかに関わらず贈ることに意義があつたのであり、すでに贈答の形式化が進んでいた。

『資経卿記』建久九年（一一九八）には、「風流の櫛、院に遣す事」と脇注をしたため、「今朝、風流の櫛三（琵琶一面・箏一面・脇息一脚・）、作物五十荷、院に進（たてまつ）り給ふ」²⁸³という記事がある。五節行事としての風流の櫛を院に献上するとしながら、風流の櫛三種の内容を琵琶・箏・脇息としている。これらは当時の史料に「贈物」あるいは「捧物」として見える内容である。琵琶以下の数量表記は面・脚と品目に対応した表記であるので見立てではなく実物と理解してよい。風流の櫛とはあつて

も、その実際は必ずしも櫛ではなく、まったく別の品目を言うこともあつたのであり、その場合の風流の櫛は五節の（ある特定の）贈答の総称を意味し、その代名詞として用いられたのである。

これに関連して、『玉葉』元暦元年（一一八四）の「大将五節装束已下饗禄等注文」と題する文書²⁸⁴に記載されている櫛の一項は注目される。「一、櫛。内（唐船）、院（和船）、八条院（火爐）、皇后宮（櫛）、殿（鏡台）。此の夜寅午両夜、櫛少々を裏み、五節所に儲けらる」。ここでは、櫛とするものについて、人名に割注を付けたものと、此の夜以下の包みにした櫛の二者が見られる。後者は本物の櫛と理解してよいが、前者は検討を要する。人名は献上先に違いなく、各所に献上する櫛について、唐船・和船・火爐・鏡台などという、特徴ある表現を注として付けている。当時、彫櫛（系りぐし）・蒔櫛といった装飾を施す櫛があつたが、それらと関連付けて、この注は櫛に施した絵の題と理解することも可能である。だが、唐船・和船は絵の題としては良いとして、火爐・鏡台は妙味に欠けるし、櫛に至っては、これを絵の題とすると、櫛に櫛の絵を描くということになり理解に苦しむ。ここは、贈答の代名詞としての櫛の存在を根拠として、注の内容が贈答の実際（それに見立ての造形の表題）を示すと理解すべきであろう。

建久二年（一一九一）に舞姫献上の公卿を勤めた藤原定長は「風流の小炭櫃」と注する櫛を中宮に、「風流の蓬菜」と注する櫛を九条兼実に贈つて²⁸⁵いるが、それらの櫛も同じと言える。『玉葉』元暦元年では単に櫛としか記していないが、こうした五節での特別の贈答に対して、その実際の如何に関わらず、風流の櫛と称していたのである。従つて、冒頭に示した『明月記』建保元年の風流の櫛と按察の火桶の関係も、両者が別々の内容を指すのではなく、按察の火桶は構成して送つた風流の櫛の実際を示すとすべきである。過差の禁制、例えば寛喜三年の宣旨（『鎌倉遺文』四二四〇号）に「数に囊みたる櫛、銀・螺鈿并に彫櫛の美麗は皆・止むべし」とあるような実用の櫛と「風流の櫛は金銀銅錦の類を交すべからず」とあるような風流の櫛の二つについて各々禁制を出しているのも、同じ事情による。そして、こうした風流の櫛のうちに、火爐・炭櫃・火桶といった置き炉の名称が見えることに留意したい。

²⁷⁹ 『玉葉』建久元年（一一九〇）十一月十九日条。

²⁸⁰ 『玉葉』元暦元年（一一八四）十一月二十一日条『雅亮装束抄』五節所御装束事。

²⁸¹ 『兵範記』保元二年（一一五七）十一月十八日条『玉葉』文治元年（一一八五）十一月二十六日条『玉葉』建久二年（一一九一）十一月二十三日条。

²⁸² 『建礼門院右京大夫集』。

²⁸³ 『資経卿記』建久九年（一一九八）十一月二十五日条。

²⁸⁴ 『玉葉』元暦元年（一一八四）十一月二十一日条。

²⁸⁵ 『玉葉』建久二年（一一九一）十一月二十三日条。

『明月記』嘉禄二年(一二二六)に見える「櫛風流の名字・通方卿の許に送る。最小の屋を造り・枯蘆の屋の中に居張の小兒(割注略)隠れて棲みし撰津国の心なり。・都合十裏。最略の櫛なり」²⁸⁶という記事、それにこれと同じ風情とする同寛喜二年(一二三〇)の「櫛風流一、富小路中納言の許に送る。先年作る所と同じ風情なり。枯蘆を栽えて小屋を造り、小兒を居つ。地井に屋、皆櫛を裹み置く」²⁸⁷という記事は、風流の櫛の實際を語る良好な史料であるが、同時に風流の櫛の由来を語る史料でもある。風流の結構が櫛とはまったく無縁なのではなく、家屋・子供といった難形に見立てる材料として櫛を用いており、しかも「最略の櫛」で「撰津国の心」を表現しえた満悦を語る記述は、藤原定家の枯淡の風流を志向する心髄の吐露であるとともに、風流の櫛という言葉の成立が、本物の櫛を用いての様々な物への見立てに由来することを暗示している。それ故に、先の『資経卿記』の風流の櫛はもとの意味から一段と離反した用い方と言える。

ところで、当時の櫛にはもう一つ注目すべきことがある。『今物語』に「五節の比・・ともし火を人のけち(消)たりければ、御ふところよりくしをいくらも取いて、火ひつの火にうちいれ給ひたりければ、おくまで見えて、よくよく御らんしけり」²⁸⁸とあり、櫛を火櫃などの置き炉に投げ入れて灯しとして燃やす風習があった。「五節の比」とわざわざ断わっているのは、たまたまこうした光景があったのではなく、五節の行事ではよく見られた光景であったことを示唆している。

櫛を灯し火として燃やす風習は古くからあったようであり、『日本書紀』にも二箇所に見える。その一は、イザナギが死んだイザナミを黄泉国に訪ねる段²⁸⁹であり、寝息中(「横たわった死体」)の彼女を見ようとして、櫛を折ってそれに火を付けて、手火として用いたという。その明りによって、イザナミの醜態が映し出されることになり、イザナミは恥辱を受けたとして、黄泉の国の醜い女を遣わしてイザナギを捕らえようとするのである。

ここでの明りは夜に女性の寝姿を見る「死者の醜態を見るもの」として登場

している。その二は、ホホデミの海神宮訪問の段²⁹⁰で、その妻・トヨタマの出産に際して、トヨタマが産屋の外で待てと請うのに、ホホデミが櫛に火を燃(とも)して出産の場面を覗きみてしまったのである。トヨタマは八尋の大鰐となつて、地面を蛇のようにはいずり回っており、恥ずかしい事を見られたと恨んで、海王国に帰つたという。ここでは、櫛を灯しにして出産(という醜態と)『日本書紀』はみなしている(の場面を見るものとして登場している。『日本書紀』での櫛の明りは、女性の醜態を夫が覗く手段として語られている。櫛が女性の象徴であつたとする考え方が古くに存在した²⁹¹ことも関連し、燃料としての櫛の灯しは女性自身を明り照らす役割を演じるという意味が内包されていたと言える。櫛から性別の人格を取り除くと、櫛の明りは人の生死を見守る働きがあつたと集約することも可能である。

人の生死と連関して、櫛の字は灯し火の燃え尽きをも意味した。中国周代の管仲の作と伝える『管子』弟子職によると、櫛は蠟燭の燃え尽きを言い、その櫛が現れるかどうかによって、蠟燭の尽きる時間の遠近を察すると言つ²⁹²。櫛が現れたならば、次の蠟燭をその下に継ぎ足して、伝灯するのである。『和名類聚抄』でも「四声字苑」を引用して「節(火扇)・、燭の余灰なり」²⁹³とする。「これらの和漢の史料により、櫛(「節・節(火扇)」)とは燭の燃え尽きの目印であることがわかる。燭の燃えるさまを人間の生命に例えると、櫛は人間の生死を検証する目印と言えるのである。これは『日本書紀』に見える櫛の働きとも合致するものである。

五節という行事に関わって、服飾の櫛、贈答の櫛、風流の櫛、燃料(燃え尽きの目印)の櫛という、多様な意味・内容の櫛が見られた。櫛を炭に見立てる理由は、そのうちでも燃料としての櫛にあることは必然である。

²⁸⁶ 『日本書紀』神代下。

²⁸⁷ 『角川古語大辞典』(角川書店 一九八四)櫛の項。朝倉治彦他編『事物起源辞典』(東京堂出版 一九七〇)では櫛が性別に関係なく使用されたとするが、久下司「化粧(法政大学出版局 一九七〇)も「奈良時代に入ると櫛を頭髮に挿すことは婦女子に限られる」と述べる。『角川古語大辞典』ではこのほか、櫛を投げることは絶縁を意味し、櫛を納める櫛奇は女性の魂を封じ込めるとする考えがあつたとする。

²⁸⁸ 青木昆陽『昆陽漫録』燭の項に古代の燭を執る方法として引用。

²⁸⁹ 『日本書紀』神代上。

²⁹⁰ 『明月記』嘉禄二年(一二二六)十一月十四日条。

²⁹¹ 『明月記』寛喜二年(一二三〇)十一月十四日条。

²⁹² ほぼ同文が『十訓抄』第一・女房焼櫛替燈火事にある。

²⁹³ 『和名類聚抄』卷四・燈火部。

ホ おわりに

平安時代、冬の宮中を飾る置き炉に泥絵を飾った絵火桶があった。火桶で暖を採りながら、炉中の灰に餅を埋め焼いて食する、こうした冬の風物があった。これは採暖の置き炉の派生的な用途である。こうした用途を前提にして、餅や果物を置き炉（火桶）に盛って贈り、互いの健康を願う風習（亥子餅）が成立した。

これとは別に、冬の宮中で行われる行事に五節があった。この五節には五節舞が披露されたが、その舞姫を献上する任に当たった官司はまた、行事に用いた調度を各所（特に女性）に分配する慣習や化粧具などを贈答する慣習があった。それらのうちに調度では火桶、化粧具では薫炉という炉が含まれていたほか、化粧具ではお白い・櫛という後の見立ての素材になるものが含まれていた。

やがて、五節は見せ物行事としての調度・贈答の競い合いの風潮が高まるなか、薫炉・火桶・船などを題材とした風流の見立てが行われ、贈答品の飾りたて²⁶⁴に儀器化が進行していった。その際、炉を構成する炭・灰は女性の化粧具の中から色彩にも配慮して櫛・お白いが選択されて見立てられた。櫛は女性の化粧具の一つであるが、それとは全く別の働きとして古来より灯しにして燃やす風習があり、このことが、櫛を燃料（炭）に見立てる主要因となった。見立てへの素材としての櫛の関与が高じた結果、見立ての造形のすべてを風流の櫛と呼ぶようになり、ついには見立てではない各種の贈答品までも風流の櫛と呼ぶようになった。

以上が本稿で確認したこと的要旨である。当時の風流、とくにその見立ての主題についてはなお考究を要すると思われる、それについて素描しておく。

風流の見立ては、五節では唐船・和船・火桶・炭櫃・火爐・火焚屋・蓬萊・鏡台・枯蘆小屋と言った題材であった。これらのかなりの題材は後の延年風流の作り物と重なるように見受けられる²⁶⁵。このことは、見立ての題材はまったく莫然としたものではなく、何らかの主題をもっていたことを思

わせる。この考察の手がかりは、儀器化の原型が薫炉にあったことにある²⁶⁶。

蓬萊はもちろろん空想の山であるが、「蓬萊の山の下の亀の腹には、かくはしきえびを入れたり。山には黒方・侍従・薫衣（くえ）香・合せ薫物どもを土にて」²⁶⁵とあるように薫香による造形の題材に好んで選ばれた。こういった炉に連関するものに対して船は無関係のように見えるが、その実、「こがるる（漕がるる・焦がるる）」という言葉を紹介して結び付く²⁶⁶のである。「こがるる」はまた「恋こがるる」に通じたに違いない。五節における贈答が、男性から女性に対してであったのも、「恋こがるる」思いを掛けたものであったに違いない。見立ての一翼を担う櫛は女性の象徴でもあった。風流の見立ての素材が女性の調度を多用しているという現象もここに起因するのであるまいか。男性の行事が多くを占める宮中の行事にあって、数少ない女性が主役となる行事である五節に関わるのもこれに依る²⁶⁷。

²⁶⁴ 曆応三年（一二四〇）の小風流（内閣文庫蔵『室町殿断延年日記』）に、作り物として「舟一艘、管絃児色々可有御入事」、また永享十一年（一四四〇）東大寺八幡遷宮の際の延年記録にも「唐船一艘（屋形在之）」などとある（浜一衛『日本芸能の源流』、角川書店、一九六八）。

²⁶⁵ 『うつほ物語』国譲・中巻。
²⁶⁶ 一条良基『連理秘抄』に「一、輪廻。薫物といふ句にこがると付きて、又紅葉を付くべからず。舟にてはこれ付くべし。こがると云ふ字変はる故なり」とある。

五節 置き炉進展の意義

【置き炉の形態・構造】 平安京の置き炉は特殊な形態を別にすると、一般に回転体と箱形である。また構造から見ると単構造と二重構造がある。回転体の置き炉に属するものには、奈良時代に本格的な置き炉として登場した寺院などで用いる単構造の金属製円形火爐、平安時代に都の成立からほどなく登場した単構造の土製火、やや遅れて登場した二重構造の木製火桶がある。単構造の金属製火爐・土製火、が古く、二重構造の火桶が新しいという結果に帰着し、一般論として、単構造の置き炉から二重構造の置き炉への発展という推理は妥当である。

素材の評価や製作技術の難易度によれば、金属製火爐が上位階層の使用にかかるもの、土製火、が一般階層の使用にかかるものという、使用階層の上下に対応した役割を担っていたことは想像に難くない。仏教の習俗の移入とともにその使用が始まる金属製火爐に対して、日本古来の習俗の中にその使用の原形があつたものが土製火、という見方ができ、さらに平安時代、宮中生活における国風化の創造、坐式生活の確立にかかわって調度として登場したものが火桶という見方もできる。

箱形の置き炉に属するものには、火容をもたない単構造の土火爐（あるいは単に火爐）内に火容を納めた二重構造の火櫃がある。土火爐は平安時代前期あるいはそれ以前に遡る置き炉であることは確実である。火櫃は平安時代中期にはその存在を確認できるが、前期の確実な史料を持たない。土火爐から火櫃へという移行は自然なものとして映り、回転体の炉で認められた単構造から二重構造への発展の一般性を箱形でも追認できる。火桶が生活の国風化（和風化）の醸成と関わって発生したものならば、火櫃も同じような状況の中で発生を想定しえる。生活の国風化がまず上位階層の間に起こって広がったものであるならば、火櫃の使用は当初には上位階層であったに違いない。

【土火爐の起源の問題点】 土火爐は、火床を土で作るという特徴をもつ、単構造の置き炉である。土火爐は「塗る」という造作を介して地火爐との区別が曖昧で、両者は、設備として家屋に切られるか、器具として使用する場に置くかの相違があるだけである。地火爐は地床炉に起源すると

言われており、土火爐の起源も地床炉にあることを推測させる。乱暴な見方をすれば、地床炉の炉の付近を四角く切り離して箱（槽）に納めたものが地火爐あるいは土火爐と言える。

土火爐の起源と関わって、地床炉には未だ解決されていない問題がある。それは、古墳時代の竪穴住家における築き竈の設備に伴う地床炉の行き先である。

周知のように、古墳時代半ばに、須惠器の製作技術や築き竈の造作法が伝来し、両者ともに急速に普及した。それ以来、貯蔵・醸造の容器としての須惠器、火器としての土師器と素材による機能の選択が認識され、両素材は共存してきた。土師器の火器に注目すると、それまでの短胴（球胴）の形態一種から、長胴の形態と短胴の形態の二種に分派し、併行して造形された（図1・2）。新出の長胴の形態は築き竈に据えて、湯を沸かすのに適した形態であり、恐らくそのように用いた。ところが、地床炉に用いた旧来の短胴の形態は、確かに煮炊きに用いた形跡があるのに、それを据えた火処が分かっていない。土師の造形、火処の二形態に呼応した火器の二形態をみる限り、築き竈のほかに、短胴の形態に適合した煮炊き用の火処が存在したはずである。その火処は、それまでの竪穴内の地床炉から外に出て屋外に設けたものなのか、あるいは地床炉に決別して置き炉に移行したものなのか、行く先は定まっていない。炊事の炉の発達史上の大きな課題である。もしも、地床炉から置き炉に移行したのであれば、その炉は、地床の炉の部分と土ごと切り取って箱に納めただけの単純な構造と映る土火爐のような炉であつたに違いない。その場合、地床炉から置き炉への一方的な進展ではなく、置き炉がすでに存在していたことにより地床炉が消滅したという、置き炉の先行性も考えておく必要がある。仮に存在したとすればという条件付きで、土火爐は、築き竈の発生を裏で支えた功績を持つ、煮炊きにも用いた多用途の置き炉と言つてよいのではあるまいか。

土火爐は焼き物の容器ではないので、考古遺物としては残りにくい。遺物としての炉は実在する置き炉を扱って研究する場合でも、実例がないからという理由で無視される存在ではなく、未発見の存在として常に念頭に置いておかなければならない置き炉の一形態であらう。

【火の実態】 火は回転体の単構造の置き炉である。置き炉として、金属製の火爐に使用階層の点で相対し、火桶に構造の点で先行するもので

ある。火^①はそれ自体が火容であり、外容器である製品である。火^②の呼称は器具の形態に由来し、^③(ほとき)という器を炉の火容として用いたことに始まる。

火^④の素材である^⑤は、もともと火にかけて使用する器であった。その事情から平安時代に入ると、燭灰を受ける器として用いられ、それがさらに進んで香を焚く器として、さらには炉の火容として用いられるようになった。この^⑥の火処化の進展を見る限り、置き炉製品としての火^⑦の発生は奈良時代に遡ることはなく、平安時代に入ってからと言える。

火^⑧の形態は、考古資料に即して言えば、土師器や黒色土器にみる球胴の形態が該当する可能性が強い。火^⑨出現の時代性を考慮するならば、素材の実態として期待されるのは旧来の土師器ではなく、平安時代に新出した黒色土器であろう。

先述のように、黒色土器は、その発生当初から火器として用いられることを前提にしたものを集中して造形していた。黒色土器は平安時代前期に始まり、後期に至り瓦器(がき)と呼ぶ、同じく黒化処理した焼き物(陶器に似て窯で焼いた製品)に発展的に移行していく。その瓦器の製品も、食器としての椀を除くと、鍋・釜・銚子(または炭斗)・火容(後に火鉢)・風炉・香炉・火消壺といった火器・火処が主要品であった。

土師器(遊れば弥生土器・縄文土器)に始まる火器としての素材選択は黒色土器、そして瓦器(さらには江戸時代の耐火土を用いた土器・陶器)へと受け継がれていく。平安時代の土製の置き炉もその一連の継承の中で捉えるべきものである。

【火^⑩成立の意義】 古くからの土火爐にしろ、新たな二重構造の炉にしろ、実際の普及度合がどのようであったかは、炉の発展と関わる最大の関心の一つである。それは、ひとえにその需要がどれほどあったかにかかっている。先述のように、置き炉に火容を仕掛けるということは、炊事への使用をほとんど不可能にする。二重構造の成立は、構造の変化もさることながら、使用方法の変化にも及ぶのである。その新しい使用方法は採暖・焼香それに燗酒などであった。二重構造の炉の成立は採暖の炉と炊事の炉の分離の始まりでもあった。

香を焚く行為は、山田憲太郎²⁹⁷によると、当時は大きく二つがあった。一つは仏前に焚く供養としての焼香である。いま一つは、衣服・夜具・身体あるいは香煙の匂いを楽しむ趣味としての薫香(あるいは香袋)である。

香も仏教の伝来とともに知ったという。平安時代半ばの仮名文学には、薫香が当時の上位階層にあってはかなりの普及をみていた様子が描かれている。香を焚くという行為あるいはその効果は、開かれた空間²⁹⁸屋外においては香袋を装身する以外には、ほとんど意味をなさない。閉ざされた空間²⁹⁹居室において始めて効力を発揮するものである。そして、自身がそれに益することもあるが、おおむねそこへの来訪者のための舞台演出³⁰⁰調度である。居室を中心とする接客行為は人的関係が集密する都市において増大する。調度の発達の源泉はここにある。それ故に、都市生活の充実が、この焼香具としての炉の需要と普及に関連していると言える。

この香を焚く器具として釉彩陶器に専用の香炉(図4)の造形がある。その考古資料の分布によってある程度の普及の予測はつくが、平安時代前期には京の各所から普通に出土し、日用の域に達するほどの普及をみていたようである。ただし、釉彩陶器そのものが平安時代半ばには衰退するので、時間を追った遺物からの概観はなしえない。焼香にも用いた多機能の炉と専用の香炉との関係の考察は保留しておく。

炉のもう一つの用途である採暖は、それが有効であるような居室を持つてこそ需要が始まるものであり、それまでは衣服や敷物の方が防寒には効果があった。そのような、住家建築上の変化があるのは、上層階層での平安時代前期における住家の高床の採用である。平安京右京六条一坊の邸宅³⁰¹では、九世紀の第二・四半紀ごろにあつても、高床の家屋は正殿と東脇殿という晴れの場のごく一部の家屋であり、それ以外の北対や西脇殿・東脇殿さらには家政を預かる裏の場を構成する家屋群は地床のままであった。その状況は、それからわずか数百年後の平安時代半ばに完成した姿をみる寢殿造りとはおよそ異なっている。採暖を必要とする高床の居室が上位階層の住家によつやく採用され始めた状況である。二重構造の炉³⁰²とりわけ火桶³⁰³が寢殿造りの派手に調度された居室にふさわしい採暖用置き炉として登場したものと言える。翻つて、平安時代前期に成立した単構造の火³⁰⁴

297 山田憲太郎『東亜香料史研究』(中央公論美術出版、一九七〇)。

298 『平安京右京六条一坊』(京都市埋蔵文化財研究所、一九九二)。

は未だ採暖と炊事が未分化な状態において、分化を促す原動力として働き、高床居室の発生を支えるものとして登場したと言える。

【火爐の評価】 火爐は、調理室・配膳室・食事室という三所のうちの調理室に据え置いた。その調理室にはもう一つ、地火爐を設備することもあった。この調理室について、『兵範記』では、「火く所なり」²⁹⁹とわざわざ解説していた。調理室は正しく火焚き場なのである。それ故に、火爐を置くことも、地火爐を設置することも当然ではある。だが、不審な点もある。

火爐を置いた調理室は常御所あるいは常居とも史料に見える。これは居間を意味する言葉「ジヨウウイ」の起源と言われている。「ジヨウウイ」にはその炉の用としてイロリを設置するのが常である。調理室に設置した地火爐がこのイロリの原形であるならば、「ジヨウウイ」におけるイロリの常在性さらには竪穴住家の炉からの発展）から見て、調理室での地火爐の設置は当然と写る。調理室に地火爐が常備されてあるものならば、置き炉である火爐を調理室に持ち込む理由はどこにあるのか。置き炉を調理室に持ち込むのは、調理室に目当ての炉が無いからである。それがたまたまならばいざ知らず、幾つかの史料に置き炉の持ち込みが見えるのは、調理室にはもともと地火爐を設備してはいなかったことを思わせる。そうであるならば、住家の高床化は炉の設備を伴ってはいなかったと言える。この問題は住家の高床化の問題とも関わって、広範な検討が必要である。居住史における大きな問題だけに後の研究を待とう。

【火櫃の意義】 火櫃の成立は平安時代中期をあまり遡ることなく、火桶の成立時期とほとんど期を同じくすると推定できる。ただし、用例の史料は多いものの、使用の詳細を語る史料は何故か少ない。

火櫃の使用が生活における基底的なものであるならば、火櫃そのものあるいはそれに替わる名称の炉が一般階層の間でも使用されていたに違いない。だが、この推論に対しては疑問をなげかける事実もある。それは、御所への置き炉の配備が、火櫃は調理室、火櫃は配膳室、火桶は居間兼食事室への配備であったという事実である。火櫃の調理室への配備はもっぱら

炊事の用であり、火桶の居間兼食事室への配備はもっぱら採暖の用である。

配膳室へ配備する火櫃の用途は、燗酒の用である蓋然性がきわめて高い。当時の酒はもちろん個人的な嗜好の用としてではなく、共食共飲すなわち宴会の用としてであった。「燈燭・火櫃（衝重）・勸盃」は当時の宴会での基本的な流れを端的に示している。火櫃は酒宴につきものの存在であった。宴会という行為が、階層の上下を越えた対人関係改善の行為として機能したことに間違いなければ、その頻度を別にすると、火櫃は階層を越えて広く使用された可能性はある。火櫃と火の関係を含め、共食共飲の炉を主題とする考究が必要である。

【土製火櫃火容成立の意義】 火櫃が燗酒の用を担っていたとしても、それだけでは説明しきれない現象がある。平安時代後期における土製火容製品の発生とその急速な普及である。この現象は史料から導きだされたものではなく、考古資料からの帰結である。

平安時代後期に土製火容の製品化が実現し、その標準形が主として火櫃の部品であり、なおかつ火櫃が燗酒の用のみであるならば、それほどまでの急速で広範な普及の説明は困難である。この説明のためには、火櫃は燗酒にとどまらず、普及の度合に直接する用途を担っていたと考えざるをえない。その用途とは、史料で確認できる採暖・温硯・香炉などの用ではありえず、火櫃と同一物とした炭櫃の用途で示した炊事の用であったという結論に至らざるをえない。そうであるならば、この土製火容の成立事情は、鎌倉時代後半期に炊事採暖両用の火鉢製品が登場し一般階層に普及した事情とまったく同じとなる。

製品としての土製火容の成立背景には、平安時代後期、それまでの上位階層の宅内に包摂されていた古代都市民に代わり、中世都市民（一般階層）が自立した家を営むものとして新興したことが挙げられる。彼ら中世都市民の住家は、絵巻物などを資料として復元すると、土座住まい平地住家よりは進んだ片土間住家であった。居住の主要な場となる床上に火処を持ち込むためには地床炉に替わるなんらかの炉が必要であった。後世に兔の寝床と酷評される狭い住家空間しか所有しえない状況にあって、狭い空間を最大限活用するためには、床に固定された切り炉では床を充分には活用できず、床に手軽に設備し、取り払えるという置き炉が便利である。この利点が置き炉の普及を促し、その部品としての土製火容の需要があり、それ

が製品として成立するに至った。

製品としての土製火容の成立事情は以上のようなものであると推察する。

【総括】 平安時代、火桶・火櫃といった二重構造の置き炉があった。これらの炉は、もとをたどれば単構造の土火爐に由来する。土火爐は土を塗り固めて火床を作った箱形の炉であり、いわば地床炉を四角く切り取って、箱（槽）に納めたようなものである。その起源は明らかではないが、古墳時代に遡ってよい構造であり、遡上の当否は炊事の炉の検証にかかっている。飛鳥時代以降の仏教の伝来とともに焼香具としての金属製その他の火爐（単構造）が移入され、これが平安時代前期に土製の火_こを生み出した。ほどなく、火_こを土で火床を作る旧来の単構造の炉（土火爐）に組み込み、二重構造の炉が成立した。技術面では火容の採用による炉の造作の省力化とともに炉体への充填材の工夫による軽量化も推測できた。上位階層における都市生活の充実、住家での高床の採用による採暖や接客行為の増大による舞台演出としての薫香の普及などが炉の需要を支える背景としてあった。平安時代後期、中世的都市民の新興と歩調を合せて、土器の一器物としての火容が独立して土製火容製品と化した。新興した彼等の片土間住家に適合する炊事・採暖の炉の需要が、その背景にあった。以上のように結論できる。

以上、平安時代の置き炉について、ほとんど史料に依拠してその概観を試みた。その具体像については、ごく一部については考古遺物との対応を見いだせるものもあるが、大半は図として提示することはできなかった。これを今後の課題として、平安時代の置き炉に関する考察を終える。